

第七十一回国会 大蔵委員会 議 録 第二十六号

昭和四十八年四月十三日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君

理事 松本 十郎君

理事 森 美秀君

理事 武藤 山治君

理事 宇野 宗佑君

理事 大西 正男君

理事 木野 晴夫君

理事 小泉純一郎君

理事 高島 修君

理事 中川 一郎君

理事 坊 秀男君

理事 毛利 松平君

理事 佐藤 桐樹君

理事 塚田 庄平君

理事 広瀬 秀吉君

理事 小林 政子君

理事 広沢 直樹君

出席国務大臣

大蔵 大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 辻 敏一君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省関税局長 大蔵 公雄君

委員外の出席者

国税庁間税部長 守屋九二夫君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

委員の異動

四月十三日

辞任

野田 毅君

同日

辞任

高島 修君

補欠選任

高島 修君

補欠選任

野田 毅君

本日

の会議に付した案件

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○鴨田委員長

これより会議を開きます。

入場税法の一部を改正する法律案及び物品税法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。高沢寅男君。

○高沢委員

昨日、党の佐藤委員なりあるいは村山委員からもお尋ねしておりますので、私はきょうは、もうあまり残った問題点はございませんが、短時間御質問したいと思います。

一つは入場税の問題ですが、この入場税の徴収としての額が非常に予算総額の中でいわけ取るに足りないというふうな額になっていることは、客観的に認められると思うのです。そこで、入場税の場合の徴収額との関係ですが、徴収額は入場税の徴収額と税収、その対比の関係、いわけ税金のコストとの関係になります。その辺御説明を願いたいと思います。

○高木(文)政府委員

入場税だけの徴収額という

のはいまちよっと持っております。また、間接

税全体としてはある程度、国税庁の組織が直接

税、間接税というふうになっておりますから、出

ると思えますが、入場税だけの担当職員というも

のもおりませんので、ちよっと出しにくいわけ

でございます。

○高沢委員

私としては、徴収額の金額のお答え

があれば、それと税収との関係で、われわれの本

来の主張である、ギャンブルの関係は別として、

演劇なり映画なり、あるいは芸能なり音楽、ス

ポーツ、こういう関係はもうやるべきではない

かというのを申し上げたわけですが、それが

客観的な数字がないとなればやむを得ません

が、そのことはわれわれの主張として申し上げて

おきたいと思っております。

そこで、入場税の中で、きのうの論議でもあり

ましたし、先般の予算委員会の分科会でも私の

ことを申し上げたわけですが、子供の入場税の関

係になるわけです。私はあのときは子供劇場とい

うことで申し上げたわけですが、しかし、考えて

みれば、あのとき主税局長からも、子供劇場とい

う形で一つのサークルに組織されている、それで

一つの社会教育のそういうふうな側面を持つてお

るものとそうでないものとの境界線の引き方が非

常にむずかしい、こういう御説明があったわけ

ですが、そうしなければいつそ未成年者は課税しな

い、こういうふうなことで、そこら辺のことも逆に解

消されるというふうなことになるかと思うわけ

です。きのうの佐藤委員がそのことの質問をしたわ

けですが、政務次官からは、切符を売る窓口で、

未成年者だから税をかけないというふうな扱い

はちよっとできないというふうなお答えもあつたわ

けですが、先般の所得税の論議の中でも、未成年

者には所得税をかけないように、こういうふうな

方向が、いまの政府の答弁や、あるいはまた税制

調査会の東畑会長の御答弁でも進んでおること

きに、入場税というふうな関係も、未成年者であ

るからかけない、こういうことは私は十分に成立

する、こう思うわけですが、その点、政府のお考

えをお聞きしたいと思います。

○高木(文)政府委員

いままであるいはそういう

御提案があつたかも知れませんが、私自身は、年

齢とか、それからたとえば未成年とかいうことで

入場税を課税しないことにしてはどうかという御

意見は、これまであまり承っておりませんので、

明快にお答えできないわけでございますけれども、

十年以上前になりましたか、かつて展覧会

とか、それから遊園地とかいうものに對する入場

税の課税制度がありましたときに、それが撤廃を

されます段階において、やはり子供というものを

対象にしての入場税というもののいろいろ批判が

集まりました。そしていろいろ御議論の末、入場税

がやめられたという経緯もあるわけでございます。

さて、いま御指摘のように、やはり未成年とい

うことでその境目を引くことがいかにどうかと

いう点につきましては、これは検討に値する問題

であると思ひますけれども、しかし、現在のところ

では、そういうたてまえをとりましますと他にい

ろいろ問題があるのではないかと。たとえば他の間接

税についてもいろいろ問題があるかと思ひます。

一つの御提案として承っておりたいと思ひます。

○高沢委員

いまの点のあれになります。入場

税の徴収の中で、そういう未成年者の関係からの

徴収はどのくらいというふうなことは、これは数

字的に出るでしょうか。

○高木(文)政府委員

いまのところは把握いたし

ておりません。

○高沢委員

いまの点は、私は局長の御答弁では

たいへん不満であります。今後その方向でわ

れわれ要求してまいりたいと思ひますし、もつ

とも、その前提は、入場税全体をやめていこう、こ

ういうわれわれの主張ですから、その上に立ちな

がら、しかしまた、もう少しこまかい刻み方としてはそういう未成年者はやめるといふふなことも、十分政策としてあるべき姿だと思ひますので、これは一つ主張として留保しておきたいと思ひます。

そこで、入場税が下がった場合の入場料金の関係であるわけですが、これは従来も、入場税は下がったが入場料金はその分だけ引き上げられ、大衆が窓口で払う金額には何の変りもない、またどんだん上がってきたおる、こういうふうな姿があるわけで、これもきのうの御答弁では、入場税を引き下げた場合に、少なくとも半分は入場料金の引き下げのほうへ、半分はサービス向上のほうへ、こういうふうなお答えがあったわけですが、この前の昭和三十七年の入場税の引き下げのときに、実態として、そのとき映画館の入場料なりあるいは芝居の入場料なり、そういう客の負担する料金が下がったという実績があったのかどうかというのをひとつお尋ねしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 前回のときの状況では期待したほどうまく効果は出ておりません。われわれのほうから直接、あるいは所管官庁を通じて、今回と同様に要請はしたわけでございしますが、一般的に入場料金の長期にわたる上昇傾向が、上げ渋りといえますか、人件費その他の上昇に伴って入場料金が全体として長期的に上がっていくテンポがゆるめられたという程度の効果であったということが、正直なところではないかと思ひます。

○高沢委員 こういうふうなインフレの時代には、そういうだんだん上がっていく趨勢、これはわかるわけですが、しかし、少なくとも、たとえば昭和四十八年の五月一日から入場税の引き下げが行なわれたというその五月の段階では、入場料金がかくんと一つ下がるという一つの刻みが当然出なければならぬじゃないか、こう思うわけですが、三十七年の実績についてはそういうものが十分に顕著に認められていない、いまこういうお答えであるわけですが、今度の引き下げの改正が実現し

た場合、四十八年の五月なら五月と、こういう時点において、映画館なりあるいは劇場の入場料なりというふうなものに、はっきりと入場税の引き下げの結果と確認できる、そういう料金の引き下げが出るように、これはひとつ政府当局は責任をもった措置を講じていただきたい、こう思ひますが、局長いかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 その点は私どもも重大関心事でございまして、主として所管官庁たる通産省を通じて各方面に呼びかけを行なっているところとございします。私も聞いておりますところでは、通産省の担当部課からの呼びかけに対して、入場税の引き下げ額をそれをつくりきちつと下げますという確約がなかなか得られないわけでありまして、減税額の少なくとも半分程度は引き下げましようという回答をされておる団体もあるというふう聞いております。それからスポーツ等につきましても、現在実は今期からの値上げを予定しておいたものをしばらく見送るという形で協力をお願いいたしますという形での回答がきておるやに聞いております。この問題はいつも長期的にはどうしても若干ずつ料金が上がるわけでございます。いまのように努力して下げようという形で、業界としても入場税の引き下げは好ましいところとございしますから、それに対応する意味で下げるという態度をとるところもありますし、引き上げをしばらくおくらすという形にとどまることもあるわけとございまして、今後とも通産省ともよく相談の上、御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひますが、過去の例等に徴しましても、なかなか全部にわたってそういうふうにするということはむずかしい問題だと思ひております。

○高沢委員 いまの御説明は、どうも自信がないような御説明に私は聞かざるわけですが、かねて値上げをしようと思つてたのが、ここで入場税が引き下げになったから、値上げをやめてその分はいままでどおりにします、こういうふうな名目を使われると、要するに、この入場税の下がった分だけ入場料金としては結果は値上げになつてお

る、こういうことになるわけですね。要するに、入場するお客さんの払う金額に変わりはない。けれども、興行者側からすれば、入場税の下がった分だけ料金としては値上げになつておる。つまり、値上げしない形の値上げになつておる。いままでの入場税の引き下げの場合でもほとんどその形でした。私はこう思ひます。そこで私がさっき言いましたように、半分値下げのほうに回します、もしこういうことであるならば、それは金額としてはそれだけ金銭ではないと思ひますが、少なくとも窓口で大衆の払う入場料金がいままでの料金に比べてこれだけ確かに安くなったというところは事実で確認されるということとが、せつかくの政府の政策結果が一部の業者のふところに全部入つてしまつていふようなことで、全く法律の権威もないわけですね。そこで、もう一度、この点は政府としてどうやってそういう実際の効果を必ず確認しますというところのお答えをいただきたいと思ひます。もちろんわれわれも、そのころには一観客として映画を見に行つたり芝居を見に行つたりしてひとつ確認をしたいと思ひますが、政府側からお答えをいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 先ほども申しましたとおり、監督官庁といひますか、所管官庁を通じて二月以来繰り返し呼びかけを行なつておるところとございしますし、私もいたしまして、まさに入場税の引き下げはそれが大衆に還元されなければ全く意味がないということとございしますから、今後とも、そういう監視といひますか、勧奨といひますかを続けてまいりたいと思ひますが、しかし、たとえば千円のところを申ししますと、一〇%から五%に引き下げることになりますと、五十円というところになるわけとございします、それがさらに少ない入場料の場合に、それぞれ業界自体としては人件費の上昇等の主張もいろいろあるわけとございまして、全部が全部そういうふうになるというところはなかなか期待できないし、またやむを得ない事情もあるのではないかと思ひま

す。今後とも引き続いてそういう指導なり勧奨を行なつていくことだけはお約束できますが、結果として必ず上がらない、あるいは下がるといふ約束はなかなかいたしかねる実態にあるわけとございします。

非常に歯切れの悪いお答えのしかたでございしますが、従来そういうふうになりましたのも、必ずしも放置してあつたわけではなくて、相当いろいろ努力した上でございします。ひとつ今後とも努力は続けますが、全部が全部そういうふうなことはお約束しかねるというところで御了解いただきたいと思ひます。

○高沢委員 いまのお答えではまだ私は不満ですが、結局そのことは、そういう入場税の減税というものが、大衆の窓口で払う金額に顕著に客観的にあらわれてくるだけのいわば幅でない、こういうことも一つ関係があると思ひます。

そこで、実は今度は免税点の問題に關係して行くわけですが、この前予算の分科会で私御質問したとき、これは局長のお答えであつたわけですが、今回の改正では、税率の引き下げでいくか、免税点の引き上げでいくか、いろいろ検討した結果としては、今回は税率でやることにした、こういうこの前のお答えがあつたわけですが、私としては、免税点を上げていくという行き方と、税率を下げる、これは両方並行して一向差しつかえないわけであつて、それが税収面に響くというならば、さっき言いました、もう今日予算総額の中で入場税収はほとんど問題にならない程度の税収額であるというところから、今回は免税点の引き上げをあわせておやりになるのが当然じゃないか、こう思ひますが、そこを何も、今回は税率、今回は免税点と、こう分ける必要はなかったと思ひますが、しかし、ともかくそういうものとしていまこの改正案が出されております。したがつて私は、この上に立つてすみやかに次は免税点を上げるというふうな形のまた改正をされるように、これはぜひひとつ要求したいと思ひます。

といひますのは、これはきのうの質問でも、政府もお認めになつておる今日の物価の状況のもとで、今日百円の免税点というものが実上意味のないものである、一体百円以下の入場料のものがあつたかというに對して、ごく例外的にこんなものがあるという御説明はあつたわけですが、これは全体のこういう入場料の大衆の窓口で支払うものの中では全く問題にならないわけであつて、どんな場合であつても五百円、千円と、こういうふうな入場料であるわけですから、そうなる、私は免税点というものはこの際少なくとも五百円というところまで引き上げなければ意味をなさぬ、こう思うわけですが。

〔委員長退席、大村委員長代理着席〕

これをたとへば来年なら来年、すみやかに次の機会にそういう改正をするということを私は要求したいわけですが、政府のお考えをひとつお尋ねします。

○高木(文)政府委員 ただいまおっしゃいましたように、四十八年度の問題としては、税率の引き下げに重点が置かれるべきや、免税点を考えるべきやという問題があつたわけでありました。それで、実は昭和四十六年に免税点を三十円から百円に上げるというこの御提案をいたしまして、御承認願つたわけですが、その審議の過程におきまして非常ないろいろ御議論がありまして、百円というのはいささか意味がない、直さないのと同じではないかという御趣旨の御批判がいろいろありまして、もし上げるならばもう少し思い切つて上げたほうがいいと、この税率について手直しをしてはどうか、本来ならば入場税をやめることが望ましいのかもしれないが、それがどうしてもできないというのであるならば、せめて税率を下げるというようになことをしてはどうかということが、審議の過程において非常に繰り返して御議論がございしました。今回の場合につきましても、この税率と免税点とどういふふうにかつて考えるべきかというところをいろいろ検討いたしてみたいわけですが、大

体、免税点でメリットがはつきり出てまいりますのは映画等の場合でございします。いわゆるなまものといわれまふもののほうが比較的人場料が高い、映画のほうが比較的安いという関係にございしますから、免税点を上げるということのメリットは、主として映画等にあらわれてくるわけですが、主として映画の最近におきます入場料の平均額は、四百円をちょっと切つておるといふあたりにあるわけでございます。でございしますから、さて、いざ免税点をどこまで上げるかというところになりまふと、どの辺で、平均的なところがいいのか、もう少し上なのか下なのかというふうな問題がいろいろ出てくるわけでございます。この入場料はもう少し高くないかというお立場からいへば、なるべく高ければ高いほうがいいといふことになりまふし、やはり私もいづれ申し上げておりますように、他のサービス課税との関連からいってそうにわかにかつてやるわけにもいかないといふほうの観点からいへば、まあ平均よりは低いところに置くべきだといふようなことになりまして、免税点を動かす場合に、どこに置くかというのはいささかむずかしいわけでございます。現在の百円というの、どつちかといふと、臨時開催であるとか地方興行であるとか、そういうもので、お客の数も非常に少なく、また興行者、主催者にとりましても、入場税の徴収といふことが、通常の経営でない場合は非常にめんどろでございします。で、そういうこともあつて、臨時開催的なものを課税対象外にしようといふことから生まれてくるわけでございますが、いまおっしゃいますように、入場税をだんだんやめていくべきだといふ方向の前提として免税点を上げるべしといふことになりまふと、なかなかその数字がむずかしいといふこととございします。

この問題は長年論議されてきた問題でございします、今度入場税の税率を変えましたからといって、免税点はこれでいいんだといふふうには申し上げるわけではございしませんけれども、また、免税点の問題は今後とも問題になることはよくわか

りますけれども、さて、免税点の問題を、将来の問題としてでありましても何か検討しようといふことを考えてみますと、どの辺に置くかといふこととでなかなか頭の痛い問題だといふふうに思ひます。引き続き検討いたしますが、たとえば来年とか、そういう形でできるかどうかは、ちよつとお約束いたしたかねるといふこととございします。

○高沢委員 私はさきさき五百円といふことで言つたわけですが、五百円というものが千円になれば、いま言われた非常に大衆的な性格を持つ映画といふふうな関係はかなりカバーできるし、また、なまもの、芝居等の関係でも、五百円といふことであれば、このA、B、Cといふふうな大衆的な席の料金のほうになれば大体カバーできるといふふうな関係になろうと思つてわけですが、それからまた、その線がもし実現すれば、先ほど年齢のあれもどうかと局長は言われたわけですが、実際上子供の入場の関係もこれによつてほとんどカバーされるといふふうな面にもなるし、で、それから、その点では、これを表現すると、いま議論の中で子供の問題とかいろいろ提起されてい

るそういうふうな問題が、二重三重にあわせて解決される、こういう結果が出ると思つてわけですが、そういう意味においては、来年なり何なりというそういう時間的約束まではできない、こう局長は言われるわけですが、ぜひ来年年度は、この大蔵委員会の審議の中でも、法人税なり所得税なり、税の関係でいへば、昭和四十九年度といふのは相当大きな改革のなされる年になるわけですから、この際の中へこの入場税の関係をいれて思ひ切つた改革を含めて行なうといふことをぜひお願いをしたいと思つてわけですが、重ねてもう一回お考えをお尋ねしたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 おっしゃる通りに、入場税といふ問題は、税額も小さい、また、国民大衆にとつても文化的あるいは芸術的な面での徴税でもあるわけですから、慎重に考へていかなければならぬと思ひます。ただ、入場税をやめてしまつたら、もういいのではないかという御議論もありますけれども、これは消費税全体の税体系から見ても、そう簡単にはいかならないのではないかと。各国の例を見ましても、ほとんど入場税を入場税といふ形で、あるいはまた、税の形はほかの形でございまして、先ほど来の免税点あるいは税率という問題、これもいろいろ検討してみなければならぬが、これは四十六年に免税点を上げて、そのあとや、やはり税率の問題を検討せよといふ非常に強い御要求が各方面からあつたわけですが、国会も含めての各方面からあつたので、真剣になつてそつちを検討して今度は下つてきた、こういう形になつたわけでございます。しかし、税額は小さくても、税体系の中では入場税といふのは一つの大事な税でございします。で、今後慎重に検討をさせていた

だきたい、こう思つておるわけでありまふ。

○高沢委員 入場税といふのは、戦争中に戦時の戦費調達のためあつて創設され、大きく進められてきた税なのであつて、そういうふうなことから考えれば、何も税体系云々の問題ではなくて、これは当然おやめになる、そういうふうな文

化的なあるいは教育的な、こういうふうな国の政策面から考えれば、映画にせよ、あるいは演劇にせよ、音楽、スポーツ、いづれもそういう面では大いに国のほうから助成、振興を進めるべき方面になるわけですが、また文化庁といふものもあつて、それなりにこの方向の助成策は、われわれから見ればなほ十分とはいへども、現に政府でなされておる。一方その方面に對して税金をかける。これはつまり助成といふプラスをやる面と、税金をかけていふマイナスを与える面と、両方やつておる、こういうことになるわけなんです。ですから、助成といふ文化庁を通ずるものがなされてい

ではないか、こう思うわけです。きのうの議論の中でも、今度は、地方税の娯楽施設利用税との均衡もあるという御答弁もあつたわけですが、これはまた性格が違うわけであつて、パチンコへ入るとか、そういうたぐいのものと、その文化的な催しものに入るものとは、性格が全く違うわけですから、そういう点においては、撤廃しないという前提をもっているの理屈を言われるわけですが、撤廃するという前提に立てば、また皆さんはやっぱりな理屈を考える天才であるわけですから、ぜひ、政策のまず価値判断としてはこういうものはやめるのだ、そして文化的な側面は大いに振興していくのだという前提に立つて、その上で進んでいく過程でこの免税点の大幅引き上げなり税率の引き下げなりというものを進めてもらえば、われわれも非常に理解できるわけです。いま次官が言われた、四十六年に三十円から百円に免税点を上げたばかりで、それでは不十分だといつて今度は税率を下げたら、いや、また免税点だ、これではあんまりではないか、こう言われるわけですが、あの三十円から百円というのがあまりに実効のない引き上げだから、当然これではだめじゃないかということになるのであつて、したがつて、今回の免税点の五百円の要求というのは、決して私は臆を得て望むというふうなことはばかり言っているわけじゃないわけであつて、この免税点の引き上げがなされて、それで税率と何々相まって、当面入場税の關係ではこれで改善がなされるということになろうと思つてわけです。そういう点で、ひとつ四十九年度の改革の中でこの点もひとつ思い切つた措置をとられるようにぜひ私は期待をし、要望したいと思つています。

以上で一応入場税の關係を打ち切りまして、次に入場税に關連しまして、これは若干税の問題とずれるかと思つていますが、この關係で働いておられるいわゆる芸能人關係の国からの補助の問題について少し触れてみたいと思つています。

最近、ことし四月一日に発足した芸能人の年金制度というのがあるわけです。これは公的年金で

はなく、芸団協という団体に結集されている芸能人關係の皆さんのお互いの拠出による私的年金としてこれが始まつた、こういうことであるわけです。毎月一口千円という掛け金でやつていって、そしてそういう芸能人の方々が六十五歳をこえると榮養年金、こういうことで年額二十五万円、それから六十五歳をこえた方に、今度は老齢に對する共済年金として、その掛け金の数あるいは掛け金をかけた年数に應ずるわけですが、二十年かけたという標準で見れば、年額四万五千七百円というふうな年金を予定される、こういうふうなことであるわけですが、何と云つたつて加入者が三万五千人しかない、こういう小さいグループの中でやる年金制度であるわけですから、支給される年金額も非常にわずかなものである、こういうことになっております。先ほど来の、そういう国の文化政策の面として、そういう面に特にタッチされている芸能人の關係の人たちに對する一つの助成の方法として、この芸能人年金に對して私は、国から何らかの助成、援助がなされて、そしてこの年金の経理というものがもっと楽にできて、もう少し十分な年金の支給がなされるような、そういうあり方が非常に必要であるし、望ましいと思つていますが、この点に關しては、税の面よりは、むしろ予算支出の面になりますので、主計局のほうからひとつお考えを聞きたいと思つています。

○辻政府委員 老後保障をはかるための年金につきましては、御承知のように、いわゆる国民皆年金のたてまえに基づきまして、すべての国民が公的年金制度に加入するというに相なつていって、わけでございます。芸能人の方々につきましては、主として国民年金であるかと思つてございしますが、これに加入することによりまして、公的年金による老後保障の道が講じられていって、公的年金にございまして、四十八年度におきましては、御承知のように、国民年金につきましても、あるいはまた厚生年金につきましても、年金額的大幅引き上げでございまして、あるいはスライド制の導

入でございまして、そういう改善をはかることを予定しております、別途法律案により御審議をいただくことになつておるわけでございます。また、これに伴ひまして国庫負担の予算額につきましても大幅に増額しているところでございまして、したがつて、芸能人の方々だけを對象にして新しい制度をつくるということは考えていないわけでございます、全国民を對象としたします国民年金なりあるいは厚生年金なりの制度の改善充実、そういうことによりまして対処してまいりたい、かような考え方でございまして。

○高沢委員 国民皆年金のそういう体系があることは、言われるとおりですが、それで十分であれば、決して芸能人の皆さんがわざわざこういう自分たちの仲間うちで年金制度をやるうんということにはならないと思つております。これはつまり十分であるから、それに対してさらにプラスを加えなければならぬということであるやられるわけですが、私は国の政策の關連でいへば、農村では農業者年金というものがあつたわけですね。これは国民年金という一つの統一した年金体系といふものを土台としながら、その上に、農業者の経営の移譲といふふうな政策目的もありまして、それに加えてまた農業者の老後の保障といふふうな意味も含めて、農業者年金というものが現にやられていゐるわけですね。そしてこれについては、農業者の掛け金もあるけれども、またこれは農林省の關係からそれに対する助成の予算支出も行なわれて、国民年金の上へ乗せる形で農業者年金といふものは現に行なわれていゐるわけですね。そこで、それといわば同じような意味において、国民年金は確にあるわけですが、その土台の上に乗せる形で、文化的なあるいは芸能人の關係の人たちに、現に彼らが自主的に始めたそういう年金制度の上へ、ひとつ国の助成といふものを含めて上へ乗せていくという考え方は私は当然成り立つと思つておられますね。もう一度重ねてそれについてのお考えを聞きたいと思つています。

○辻政府委員 農業者年金制度の場合は、ただい

ま御指摘のございましたように、單なる老後保障というわけではございませんで、経営規模を拡大していく、資質のすぐれた経営担当者によりまして生産性の高い農業經營の育成でありまして、そういう農業經營の近代化なり構造改善という目的があるわけでございます、直接そういう政策目的と結びついた制度であるわけでございます。したがつて、芸能人の方々の場合とは事情が異なつていゐるのではないかと、かように考えるわけでございます。

なお、申すまでもなく、芸術、文化の振興につきましては予算的にも從來から配慮してゐるところでございます、關係予算の充実につきましては、たとえば四十八年度におきまして、前年度對比で四割以上の増額ということもやつておりますし、その中で、芸術關係団体に對します助成でございまして、そういう所要の政策をとつていゐる次第でございます。

○高沢委員 農業者年金の場合には一つの政策目的がある、こゝ言われるわけですが、私、全くそうだと思つてゐます。同じように芸能人の年金もそういうことをやれば、有為な人材が芸能にあるいは文化の世界へどんどん入つてきて、それで国の文化がまた進むという政策目的といふものは十分成り立つわけであつて、そういう意味において芸能人年金といふものに對する国の助成を行なう十分な政策的な根拠がある、私はこゝろ考えるわけですね。ここで辻さんから、直ちにやりますというお答えは、お立場上なかなかあつたかと思つていますが、ぜひそういう方向を進めてもらつていただくことを重ねてひとつ希望したいと思つています。

それで、それに関連いたしまして、今度は税の關係になるわけですが、年金についての非課税の措置は今回の租税特別措置法の中でなされたわけですが、その場合、公的年金についてはそういう扱いになるとして、こゝいう芸能人の年金といふふうな場合に同じように非課税の扱いがなされてしかるべきじゃないか、こゝろ考えるわけですね。もちろん、これはまだ制度が始まつたばかりで、実

際の年金給付が行なわれるのはしばらく後の問題になりまされども、考え方として、こういう年金も同じようにひとつ所得税において非課税の扱いをする、こういう措置をぜひとるべきではないか、こう思います。

そこで、それに対する一つの参考として、先ほど言いました農業者年金、これは昭和五十二年から支給が開始されるということであるわけですが、これは先般の租税特別措置法で定めた年金控除の中に入るのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 農業者年金については、御指摘のように、最近から給付が始まるはずでございますので、それをどう扱うかということでございますが、今回の所得税の改正に關連いたしまして、それを給与所得扱いにするということと明らかにする改正をいたしております。この給与所得扱いにするというところは、この給与所得と申しますと、年金を受給されるわけですが、受け取る年金について、いわば給与所得控除が働きますから、いまの程度の年金であれば非課税という気持ちで頭から非課税という気持ちでございませうが、一応計算はしてみるわけでございますけれども、現実には給与所得控除が働くので、実際には課税対象は起こらないというところでございませう。今回の農業年金の問題は、もっぱらそのところで関係省との間に議論もございまして、御要請に応じてそういう扱いにしたという経緯でございます。

○高沢委員 給与所得控除という扱いになると、その同じ扱いを芸能人年金のほうにもということとはなかなかむずかしいことになりましようか。私は、年金控除という形で扱ってもらえれば全部つきり入る、こう思うのですが、いかがでしょう。

○高木(文)政府委員 問題がいろいろございまして、まず年金の問題については、本年新しくつくっていただきました年金の非課税制度を、今回

は公的年金に限定をしておりますけれども、それでいいかどうかという問題が一つございませう。必ずしも芸団協の問題に限らず、他にもいろいろ私的な年金がいろいろ出てきておりますので、それについて今後どう扱うべきかという問題がございませう。その場合に、給付の段階における課税の扱いの問題もあり、また、掛け金の段階における課税の扱いというところもございませう。そういうことでございませうが、まだ芸団協自身の年金制度はどういうことか、私詳しく承知いたしておりませんが、そこに入ります前の問題として、一般的に公的年金に對する意味での私的年金について、いわゆる今回の非課税というような思想を導入していくべきかどうかということがまず問題になるかと思ひます。これは先般の所得税の御審議の際、あるいは特別措置法の御審議の際にもいろいろ御議論をいただきました。私も、このあたりは、制度としてもそうございませうし、運用としても、個々の年金の問題が流動的になってきておりますので、その動向等を見合はせながら、そして相互にどのようなバランスがとれたものになるかというところを考えた上で、年金非課税のあり方を検討してまいりたいと思ひます。その際、御指摘の特に芸団協ということではございませうが、それと類するいろいろな私的年金、先般御指摘がありました、医師会の場合であるとか、弁護士会の場合であるとか、いろいろ御指摘があったわけですが、そういうものを相互に総合的に判断することに近い機会にやらねばならぬと思ひますので、その際議論いたしてみたいと思ひます。

○高沢委員 ひとつその検討の中でぜひ非課税の扱いがなされる方向でお願いをしたいと思ひます。それから、次は物品税関係ですが、その中でお尋ねしたいことは、特殊用途免税、この規定が免税の中にあるわけですが、たとえば、いま議論している文化関係の、職業的音楽家の人たちの使うピアノやその他の楽器、あるいはカメラマンのよう

な人の扱うカメラであるとか、そういうふうな特別な仕事、職業に關連して使うという物品に關して、現在特殊用途免税の中に入っていない、そういうものがまだ他にあるわけであつて、こういうものはひとつこの免税の中へ含めて免税措置をとられるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 特殊用途免税というのは、御存じのように、本来の物品税の精神からいって課税対象とすることが適當であるかどうかということが疑わしいものであり、そしてまた、たとえば他の政策目的からいってぜひともこれは非課税にしたほうがよいという理由があるものであり、それからまたもう一つは、現実の問題として、ある物品について特殊用途免税をすることにいたしました。まあいわば横流れ等が行なわれないという保証があるものについて行なわれているわけでございます。芸術大学の学生等が練習用に使うピアノ等について、一台だけ非課税といたしまし

ょうというふうな特殊用途免税制度が、ただいま御指摘の音楽家の問題に一番近い問題かと思ひますが、これは実は教育目的といひますか、そういう角度からと、それから学校におりますものから、学生時代に一台だけというふうな制限が、証明書発給事務との関係で可能であるというふうなことから、だいたい前、もうすでにずいぶん久しいこととございませうけれども、そういう手続ができました、今日に及んでいるということとございませう。

いま御指摘の、職業上必要なもの、いわゆる奢侈品ともいえないじゃないか、ぜいたく品ともいえないじゃないか、これは職業上必要なものじゃないかというところで特殊用途免税にしたらどうかという御指摘かと思ひますが、職業上必要だからというこの角度からの、現在特殊用途免税の制度はそういう運用はいたしてありません。そのことがいかに悪いかはまた御議論があるかと思ひます。あうかと思ひますが、職業上必要だからということでは、いまのカメラマンの場合とか、い

ろいろまいりますというところ、さてなかなか、いつもそういうことを申しますのでおしかりを受けますが、線を引きにくいというか、限界を引きにくいという問題になってくるのではないかと、う感じがいたすわけでございます。御指摘の楽器、写真機等は確かに典型的なものであるかと思ひますが、あるいは他にも及ぶのではないかと、うかと思ひます。いままでのところは、職業用物品についての特殊用途免税というところは、いたしていませんのでございまして、ただいま御指摘がございましてから、またあらためて検討はいたしてみますが、いままで長年の間の歴史がありながらやってなかつたということは、やはりそれなりに困難であることを示しているものではないかと思ひます。

○高沢委員 そういう音楽家の人には、あるいはカメラマンの人には、それぞれ責任のある団体にはばみな結集されているわけですから、おやりになる場合は、当然そういう団体から責任のある一つの証明書というふうなものでチェックの方法はこれはまた十分成り立つと思ひます。そういう点において、いま申し上げて直ちにイエスの答えまではあてられませんが、ひとつこれらの検討課題として十分前向きな処置をお願いしたい、こう思ひます。

それから最後に、これもこまかい具体的な問題になりますが、ことし特に問題になったミカンの過剰生産、三十万トン凍結したというふうな措置もとられたわけですが、これは農業政策の關係ですが、こういうものの消費の促進という關係からいうと、ジュースというものが非常な役割を果たす。そこで、現在物品税では、日本農業規格の果汁は非課税というところになっておりますが、何かそういうジュースを扱う業界で一つの新しいふうをして、ジュースの中へ炭酸ガスを入れる形で非常に清涼感というものを含めたジュースをつくれば、さらに消費が拡大できるのではないかと、うかと思ひます。この三十万トン凍結のミカンの問題も解決の一つの道になるのではないかと、うか

なものは、豊かな人間性形成のためには、頼んでも見てもらうべきものであるということになれば、やはり方向としては、すみやかに廃止の方向にいくべきだ、税の体系はまた別に考えられればいいことである、そのために残すということとはどうも納得がいかない。文化人でもあられる大蔵大臣のその辺に対する考えを、いつまで残していくつもりなのか、またあくまでも残しておくべきものと考えておられるのか、その辺についてのお考えだけを伺っておきたいと思ひます。

○愛知國務大臣 私、実は率直にお答えするんですけれども、将来の税制につきましても一つ大きな問題は、直接税、間接税の関係をどういうふうにとらえたいか、どういう角度から広く国民的な御支持がいただけるような税制体系というものをどういうふうに建設的に考えるか、そこはまた根本論議になりますし、私もまだ具体的なものを持つておりませんから議論にならないと思ひうのですけれども、かりに間接税体系というものをやはり相当の比重を置いて考えます場合には、そういう前提で考えますと、将来の動向としては、物を中心に間接税を考えるよりは、サービスを中心と考えたいことになるのではないだろうかと思ひます。たとえば物を買つて楽しむということよりも、旅行だとかそのほかのレジャーといふことも、そういう嗜好の傾向がずつと変わつてくるんじゃないか。だから、そういう動向の中で間接税というものを考えるということにかりにいたしますと、やはり入場税というようなものは、税として将来的に改善することはもちろんでございましょうが、やはり一つの税の体系として残しておきたい、非常に率直でございしますが、そういうふうにお考えしております。

「大村委員長代理退席、委員長着席」
これはたとえば通行税とか、それから料飲税とかそういうようなもの、これは税制全体の問題として大きな問題でございしますが、サービスに対する課税ということからいへば、そういう面も、これは大蔵官僚的意識であるかもしれせんけれども、税源ということを、財政需要が膨大になつてくるのに対処してどういうところに税金を考へるかという場合には、やはり一つのよりどころではないか、こんなふうにお考えです、入場税というものを現在廃止することはもちろん、将来におきましても廃止をすべきものであるという考え方は、現在の私は持つていないわけでございます。前提の御議論をいただかないと、おまえの言うことは間違ひであるとか、そういう考えもあるなというところに発展しないかと思ひますけれども、現在の立場で考えますと、そんなふうには考へます。

○竹本委員 サービスに対する消費税その他間接税をかけたいく、あるいはそれが将来の間接税のウエイトを重からしめる一つの大きな柱になる、この点については、いろいろお考えもあるでしょうし、したがつてまた議論もあることでしようけれども、ただ、映画、演劇、音楽といったようなものをその対象に持つておくということ自体には、私としては、文化国家や人間性回復といった理念の面から見て、どうしても納得できない。なお御考慮願ひたいと思ひます。

もう一つだけですが、免税点の問題ですね。これは先ほども議論がありましたけれども、三十円を百円に上げた、飛躍的な引き上げであるというように、事務局から見れば考えられるわけですが、けれども、しかし、いま百円で救われる面が一体幾らあるかという實際問題から考へてみると、どうもあまりにも少ない。これは去年でありましたか、前回のときにも、これは少なくとも五百円にあるいは千円にという議論がこの大蔵委員会においても非常に目についたわけですね。今度は税率が、千円以下のものは、映画だったら一〇%が五%になった。税率改正の御努力はそれなりに評価するのだけれども、免税点のほうはお預けだということになつておるわけですね。しかし、百円という免税点そのものがどうもあまりにも現実的でないというふうにお思ひますが、この免税点の引き上げ、もちろん、前回、これを千円に上げたかどうかと

言つたら、ほとんどなくなつてしまふという議論がここでも出ました。なくなるから引き上げられないのだけれども、實際は引き上げる必要があるのだ——と言つて、税のために議論がさか立ちするやうな感じでありまして、いずれにしても、百円が免税点だということはあまりにも非現実的である、實際的でないと思ひます。今回は百円ということとそのまゝ据置かれておるわけですが、これも、この点について大蔵省といへども相当検討されて、時代の客観的な現実の動きにやはり対応すべきじゃないかと思ひますが、いかがでございしますか。

○愛知國務大臣 昨年の当委員会における御議論も私も承知しておりますし、またそういう点についても今回の改正案についても考へたところでございしますけれども、かりに五百円に引き上げるといふことになりましたと、実は映画の入場料の平均は、御承知のように三百四十円といふところでございますから、映画については入場料はなくなるわけでございます。非常にラフな言い方でございしますけれども、そんな点も考へまして、むしろこれは税率の大幅な引き下げのほうがよろしい、こういうふうにお考えの次第でございします。十分考へました末、私はやはり先ほど申しましたやうな考へ方に立つて、そしてこういう結論が適切であるという結論を私としては出したわけでございます。

○竹本委員 ずいぶんお考えになつたという御答弁でございしますけれども、どちらの方向に向いて考へられたかということが問題ではないかと思ひます。時間もありませんから、私は強く要請だけして次へ進みたいと思ひますが、やはり税のためにわれわれがあるのではなくて、われわれあるいは文化国家の理想のために税をどう再検討すべきかというこのほうがより現実的な問題でございしますから、免税点の問題についても、またサービス課税の一つとしての入場税のあり方についても、ぜひもう少し積極的に検討をしていただきたい。強く要請を申し上げまして、次に移りたいと思ひます。

次は物品税の問題でございしますが、これは主税局長にお伺ひしますが、今回免税点が約五割、思ひ切つてということになつておるようですが、上げられた。しかしながら、これは一体何年間手をつけなかつた問題であるか。その間に、賃金にしても物価にしてもものぐらひ上がつておるといふ前提に立つて五割の免税点の引き上げをされたのであるか、その計算の基礎といひますか、前提をひとつお伺ひしたい。

○高木(文)政府委員 免税点の引き上げ幅は大体四種類に分けて考へておりまして、平均的には五割近くになると思ひますが、一割ないし二割程度にとどめたもの、それから五割未満にとどめたもの、それから五割から一〇〇%、つまり倍ぐらゐのもの、それから、それと関係なくさらに倍以上上げたものというふうに分けて、四段階ぐらゐに分けて考へております。

免税点の改定は四十一年以来でございしますので、当時と今日の比較をする必要があるわけでございますが、賃金は約倍近く、一八〇%ぐらゐ上がつておるといふ前提で考へておりますし、物価そのものにつきましても、これはもう商品ごとに非常に違つておりました、たとえば、一般的に電気製品のように大企業がつくつておりますもの等につきましても、これは合理化等の進みにつれてほとんど上がつていないといふことでもございしますし、それからその他のいわゆる中小企業の製品におきましても、品物ごとに違つております。たとえば皮革製品等は材料費が非常に上がつておるわけでございますし、それから木材を使つておりますものも、最近の異常な値上げは別にいたしまして、やはり木材価格は上がつておるわけでございますし、これは賃金と違ひまして、各商品を通じて一般的に物価の上がりを見たといふことでなくて、品目別に考慮したつもりでございします。

○竹本委員 これは大臣にひとつお伺ひしたいの

ですけれども、物品税は、御承知のように六十九品目が対象になっておる。こまかく計算すれば五百ぐらいになるそうだし、課税対象から逆算して考えますと、大体三兆円から五兆円の品物にかけられるだろうと思うのでありますが、大体われわれが見たり持ったりしておる品物の一割ぐらいが対象に選ばれておると思うのです。ところが、税のほうを見ると、三〇%あり、一五%あり、二〇%あり、あるいは小売りで一五%ありというところになっております。今回いろいろ整理もされた、軽減もされたということでございますが、先ほど大臣の御答弁にもありましたように、今後の間接税の体系をどうするかというように、今後の問題に組み込む場合には、将来一体こういう税はどういう方向に整理するか。統合するか、あるいは拡大するかは別として、方向づけの問題があると思うのです。この個々の物品について、具体的に申し上げますならば、一五%のものあれば、二〇%のものもある。それから、かかるものもあれば、かからないものもある。かかるものも、お互いに非常に格差がある。これは一体どういう方向に方向づけていけるつもりであるか、その観点からこの物品税を再検討しておられるのであるか。これは今後のあり方の基本に関する問題として、いかなるプリンシプルで、いかなる理念でこの問題に取り組んだ結果がこうなったのであるか、したがって、将来への展望も含めてどういふふうに考えてお取り組みになっておるのであるかという根本についてひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 将来の方向としての考え方は、まあ一口で言えば、一般的な消費税というものに近づくといえますが、そちらの方向づけが将来の方向づけとしてはよろしいのではないかと。したがって、品目の選び方は、バランスをとりながら選ぶべきであるし、それから税率は、お説のように単純化する方向に向かうべきである、こんなふうに考えております。

○竹本委員 そうしますと、税率の単純化の問題について、言うならば、いま申し上げましたようにバラエティーがちょっとまだ多過ぎるような気がします。それはさらに整理統合していかれるのであるか。

それからもう一つは、今度対象を選ぶ場合に、今回新規課税がクーラーその他十品目ありますが、これは先ほど申しましたように、同じようなものでもかかるものもあれば、かからないものもあるということになると、アンバランスが出てまいりますから、したがって、新規課税というものは、そうした大きな方向からいえばなお拡大される可能性、必要性があるかどうかというふうに思います。それから、今度はマッチの場合はやめる、ただし、期間は一年くらい猶予期間を置くというところになったようにございすが、廃止するというものも出てくるのか、出てこないのか。一体物品税の今後のあり方というものはどういふふうに受け取ればいかというところであります。

○愛知国務大臣 これは今後よほど各方面から検討していかなければならないことであると思ひますし、いま政府としての確定的な考え方というものは、将来の問題でございすが、申し上げにくいわけでございますが、私の私見をいたしましては、いま申しましたように、一般の消費税率の方向に向かうべきものである、そして税率はできるだけ簡素化すべきものである。同時に、これは私見でございますけれども、そういった考え方からすれば、品目の選定については、むしろ、捨てるものもあるが、バランスをとって広げる場合もある、こういうふうに考えざるを得ないのではないかと、こういうふうに思ひます。

○竹本委員 大臣、今度の物品税は、いろいろ御努力をいたされているという点もあるわけですが、けれども、新規にしても、あるいは軽減措置が講ぜられるものにしても、これは業界なり消費者にも影響が非常に大きいと思うのです。ところが、今度は国会のまた特殊な事情がありまして、いつから一体実施されるかということで、きょう出された修正案を見れば、「公布の日を翌日」ということになっておるのです。しかし、こういうような大衆生活なり、民間の企業に、思惑もあるでしようし、いろいろそろばんもあるだろう、特にまた、ものによっては予約生産、見込み生産といったようなものもあるでしよう。そういうことを考えると、こういう法案の実施の問題についてはよほどきちんと目安をつけてやらないと、ある意味において、せっかくの好意がさっぱり効果を結ばないということになるし、業界がへたをすれば混乱だけするということになると思うが、一体今度の物品税についてはそういう点ではまだ遺憾な点が多かったのではないかと、思うが、その点はどうか。

○愛知国務大臣 御質疑の点は、速急してはどうかということだと思ひます。政府としては四月一日施行を期待して考えておりましたが、これはできませんでしたから、そこでどういふふうにしたらいかがというところは、事務局とも十分にこの点は相談をいたしたわけでございますが、蔵出し税であるという点から申しまして、御審議が衆参両院で完全に済みまして、そして公布してその翌日からということが、いろいろの検討の結果、妥当であろう、いろいろの御意見、御批判もあつたと思ひますけれども、こういう結論を政府としては得たわけでございます。

また、こまかいいろいろの点については、事務局からもさらに補足して説明させたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 なるべく早く効果を出していただきたいということ、できましたならば、公布の日の翌日からということにしていただいたらいかがかということをおっしゃっているわけでございますが、もう関係方面からは、いつ通るだろうかと、しきりに聞かれておるところでございます。そしてきまったら、いまのままであればこうなりますよというところはよく連絡をしておきまして、公布がありましたならば、即座にそれが末端にまで届くように一応の準備はいたしておるところでございます。

むしろどうしても税率が下がるものがあります。ものですから、若干蔵出しが押さぎみになっている傾向もありますので、それが流通に詰まってくる危険がありますから、そういう意味でも、何とか早くスムーズに品物が流れるようにしていただきたいというふうに思ひます。

○竹本委員 この点は特に実施に十分の努力、注意を払ってもらいたいということを要望申し上げます。

○鴨田委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 入場、物品税について御質問をいたしたいと思ひます。

まず入場税でございますが、この委員会でもこの問題については多くの議論がなされてきておるわけですが、私ども、かつては、入場行為の中で、たとえば純芸術というふうなものを見せる、あるいは聞かせる、そういうものについては入場税の対象にすべきでないというふうな議論を展開したこともありますが、あるいは人格なき社団、労働者が自主的に会費を出して音楽や芸術を楽しむ、そういうものに對しては税金を課すべきではないというふうな、いろいろの形で行ういろいろな角度から議論をしてきたわけでありすが、私は、そういう個別的な議論ではなくして、日本のこれから政策展開が、生産第一、輸出優先という形から、人間を大事にしていく政治への転換、生活優先、文化国家への指向、福祉国家への指向、そういう方向に向かっているのだ、そういう立場からは、今日までいろいろな政策面においてもそういう点が非常に不十分であったけれども、税制面においても、やっぱり文化、福祉の増進という角度からこの入場税というものを根本的にひとつ

考え直すべき時期に來たのではないか、こういう立場で大臣の所信をまず承りたいわけですが、けれども、人間性豊かな福祉国家をつくるという方向なことでは、文化というものに非常に価値を与え、そういう政策を優先させるという方向がいまこそ新しく思い切った形でとられていかなければならぬだろうと思うのです。そういう角度からは、もう個別の、こういうものには課税してはいけない、ああいうものには課税してはいけないというような形で議論でなくて、入場税を文化的な立場において廃止していく方向、こういうようなものが要請されている今日の時代だ、こういうように考えるわけなんです、そういう方向をとることが正しいと思うか、あるいは文化国家、福祉国家というような方向下における入場税の位置づけというようなものについて、まず大臣のその点についての所信を、總括的に基本的な立場を伺いたいと思うわけであります。

○愛知国務大臣 私も、文化国家、福祉国家というところが大切な考え方であるということは御同感であります、同時に、日本の税制というものを考えた場合に、個別消費税と申しますか、個別消費税体系というものが一つの税の体系の根幹である、その観点から申しますと、入場税を廃止するということは私は賛成いたしかねるわけでございます、入場税をやめるといことは、同種のサービスに対する課税であるところの通行税とか、あるいは、地方税でございすけれども、娯樂施設利用税とかあるいは料飲税といったような消費税との間にバランスをとりながら、一つの個別消費税体系として大切な税体系ではないだろうかと思ひます。したがって、文化国家、福祉国家というものを頭に置きながら、その体系の中で味つけをしていくことで政策を遂行していくことが、とるべき妥当な道ではないか、こういうように考えております。

○広瀬(参)委員 大臣の基本的なお考えを伺ったわけですが、個別消費税体系の中で、他の物品税やあるいは娯樂施設利用税や遊興飲食税とか、そ

ういうものの対比の中で考えていかなければならぬということでありますが、今日産業優遇税制、あるいは大企業優遇税制と言つてもいいわけでありますが、そういうものについては、非常に熱心に税の特別な優遇措置というようなものを考えてきた。しかし、そういう文化国家への転換、福祉国家への転換というような形で、公害の問題で租税特別措置を充実させるとかいうような点や、あるいは老人福祉の問題で年金の控除額を新たに設定したとか、一応そういう面ではあらわれてきておりますが、文化的な角度といひますか、文化というものは、要するに人間の心の問題だと思つておられ、そういうものについては税制面はほとんど機能していないといひますか、機能させようと思つたやうなところがあったのでは片手落ちであり、文化国家という方向は正しいとはいひながらも、それはことばだけのあだ花に終わるのではなからうか、こういうように考えるわけ

です。今度の入場税の改正の中でも、芸術祭とか、あるいは移動芸術祭とか、巡回公演を含んで、そういうものを非課税にしていこうというような点では幾分かありますけれども、これは国が主権者である。大体文化というものは、国が主権者である。その中からはほんとうの文化といふものは生まれないわけだ。語源的には、カルチュアといふのは、クルツール、カルチベートと語源を一緒にするといふようなこともいわれるわけでありまして、けれども、実質的には、耕して何かをつくり出す、そういうものが文化の本質である。人間の一番基本の心の問題、心のかまえ方の問題、こういうようなところが文化だとするならば、この程度のことゝを国がやつて——国がやるのはこうだ、あるいは国が伝統芸術だとして指定した歌舞伎の特定の出しものについてだけ免税措置をとろうというやうなそういう程度では、これはむしろ文化の本質からいへば逆行というやうなこともいえるわけでありまして、そういう点で、しかも財源の問題といひまして、今度の減税の六十億を差し引きま

すと、昨年の百四十六億から見ても、ことしは八十億といふやうな非常に小さい比重しか占めない。こういうものに對して、これを廃止をしていくといふやうな方向、ただし私どもは、今日国民のギャンブル、今日の経済の全体がギャンブル経済化しているといふこと、十大商社、六大商社等のあの投機行為、こういうものがいかにばくち経済的な大きな問題点になっているといふことから競艇といふやうなものへのいざないといふやうなものをも一そう促進しようなんといふことは夢さ

りませんし、そういうものについてはむしろ廃止の方向に進めるといふ立場を基本的にはとおつておるわけでありまして、こういうものに対しては、ある程度抑制的な、あるいは禁止的な税制を利用するといふやうなことは残していいと思ひますけれども、そういうものこそが——ほかの個別物品税の場合でもあとで議論をしますけれども、奢侈品だとか、一般大衆の消費レベルからは上回つた、特定の人だけが便益を得るといふやうなものを取り出して物品税をかけるというやうなものと見合ふものである。全般的な国民が心の潤いを得よう、ゆとりを持とうといふ形で求める文化的な入場行為といふやうなものに対して、これをいつまでも課税対象にしていこうといふやうなことは、文化国家としてはいささか恥ずかしいことではないかといふやうに考えるわけでありまして、その点でもう一度ひとつ将来の方向といふものを明白にしたいだきたいと思ひます。すでにアメリカでも一九六六年にこれを廃止をした。イギリスは付加価値税移行との関係もあるやうであります、しかし、イギリスは娯樂税といふ形を一九六〇年に廃止をしておる。今度は付加価値税といふことになりまして、これが付加価値税の対象にはなるといふやうなことも聞いておりますけれども、そういうやうなことで英米等においてこういう課税を廃止したといふやうなことは、文化というものを重視をする、そして国民の情操といひますか、文化といひますか、そういう心のゆとりと

いうやうなものを生活の局面で大事にしていくといふやうな思想が、廃止した原動力だと思ひますが、英米等が廃止したその理由といふやうなものはどういふところにあるのか。私どもと同じ議論であつたらうと実は思ひわけでありまして、大臣と主税局長と両方から御答弁を願ひたい。

○愛知国務大臣 いまのお話につきましては、先ほど申しましたやうに、文化国家、福祉国家といふやうなものが非常に大きな国家目的であるといふことは、私も全然同感でございます、同時に、税体系として入場税を全廃といふことには賛成いたしかねる。なぜならば、個別消費税体系と申しますか、そういう点から考えて、現に行なわれている日本の税制の中で、同種のサービスに対する課税といふものが中央、地方を通じて一般に行なわれている、そういう点から考えましても、これをにわかに廃止するといふことには賛成できませんので、その考え方の中ではございすけれども、今回の税率の改正等につきましては、文化あるいは演劇といふやうなものが大切であるといふことに立脚して、できるだけの配慮を、先ほど申しました味つけはしておるつもりでございます。その他の面においても、一々詳しく申し上げるまでもなく御承知のとおりでございますが、相

当の配慮はしておるつもりでございます。それから、これは税制の面ではなくて、国としては歳出の面でも、文化、演劇その他の面については、歴年、年を追うごとに積極的な助成策を講じておりますことも、御承知のとおりでございます。

それから英米の問題でございすけれども、これはやはり根本は租税体系の問題に触れているのではないかと思ひます。もちろん、入場税の問題については、現にアメリカにおいても州税としては入場税が依然として残っております。それからイギリスの場合などは、やはり付加価値税体系に切りかえるといふことについて、入場税の廃止についてはいろいろ段階を置いてやつたやうでございす、最初は芝居関係といひか、演劇関係の

もの、そして最後に映画の入場税をやめた経緯があるわけですが、しかし同時に、それを補うものとして付加価値税が一律一〇%賦課されることになったように承知いたしておりますが、こういったように、税制体系の問題としてその中で入場税の廃止ということについていろいろの位置づけが行なわれたように聞いておるわけでありますから、もし日本におきましてそういう方向がいいということであるならば、付加価値税というものの——私はいま付加価値税をすぐ実行したいというわけでは決してございませんけれども、そういう体系が考えられるような場合には、いまの個別消費税体系というものがその中で吸収されて解決されることになるわけでありましょう。しかし、現行のような租税体系の中においては、やはりいまいくどのように申し上げておりますような考え方で進むべきではないかと思えます。

○広瀬(秀)委員 どうも議論が根本のところでは
み合わないわけなんです、私は別に付加価値税
創設の段階に入れというようなことも言っており
ません。

そこで、入場税というものがやはり文化問題に触れるものだということで、ほんとうに文化ということはどういうような定義があるのか、學者でありませんか。わかりませんけれども、ともかく心の問題である、心のゆとりというようなものを求めて、美にあこがれる、美を求める、芸術を求めるといふこと、そういうものに對しても、私どもも大正初期の生まれでありますから、戦時經濟下、それから總動員法体制の中で青春時代を送っておりますから、遊びというようなこと、心のゆとりというようなこと、美に對するあこがれというようなものに對しては、われわれ自身非常に鈍感であつたといふ思つておるのですが、しかし、そういうようなものこそ、これから人間らしいしあわせな暮らしと豊かな暮らし、しかもそれは物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさというようなものに對しては、やはり美に對するあこがれ、そういうものを大事にしていく、そういう

ようなものの効用というものにしつかり価値を置いていく、評価をしていく、そういうものこそが、新しい世の中の発展というものののだ。まさに人はパンのみにて生きるものにあらずという、そういうものに転換をしなければ、現行の個別物品税体系、消費税体系というようなものの中ではやはりこういうものも必要だというだけではない。そういうものから超越をして、そういうものを大事にしていく、心の問題を大事にしていく、文化を大事にしていく、そういうものが政策的にも打ち出されていかなければいけないだろう。

そういう面では、この入場税というものがそういう方向を非常にはばんでいるではないか。だから、財源としても八十六億程度に落ち込んだところでありますから、この辺のところでもう思い切つて、ギャンブルくらいを除いて、ほかの消費税法系の中でギャンブル程度のものは肩を並べて同列に評価してそのバランスというのを考えてよろしいであらう。そういう積極的な配慮というものの、この入場税について大部分のものを落としていく、廃止していくという形にすることが、政府の新しい方向を指向する、転換の基本的立場というものが具体化していくことになるのではないかと、そこを言っておるわけでありまして、これからの政策の中でどう文化を位置づけ、評価し、そして心豊かな、芸術を愛する、そういう芸術に愛情が、美を愛するというようなものへの国民の心情といえますか、そういうようなものを育てていく税制というようなものがあまりにも日本では少な過ぎたのではないかと、そういう立場からはもう少しこの私どもの主張に対して理解を示してしかるべきではないのかということをおっしゃるわけであります。

○愛知国務大臣 根本的に食い違いがあるというお話でしたけれども、私は根本的に食い違いはないと思うのです。というのは、この入場税につましても、文化的な潤いというものを味をつけて実行していく、そして税率の改正についても、あ

るいは非課税についても、先ほど申しましたように、一々こまかくは申し上げませんけれども、最近の傾向から申し上げても、たとえば展覧会は、三十七年の改正のときに非課税にいたしておりますし、それから今回のこの演劇、音楽等については、入場料金が二千円以下のものの税率を五%に引き下げる、あるいは国立劇場その他について御承知のとおりこういうところに文化的な潤いということを胸に置いた考え方を展開しているわけでございますから、要するに、一つは、もつとこうした潤いを幅を広くしろという御説、これは結局幅の問題だと思ひます。

それからもう一つは、結局、そうなりますと、入場税というものはやめたほうがいいというお考えになるのではないか、こういうことになりますと、これにかわる、要するに、個別消費税法系のほかのものをやはり間接税法系としては考えなければならぬ。そうすると、付加価値税というような問題がそこに一つの選択として考えられるということになってくる。考えようによっては非常に広くなつてまいります。その第二段のところになつてまいりますと、これはあとと基本的な意見の食い違いということになるかもしれないと思ひます。

要するに、最近の傾向、対象、税率、免税点あるいは非課税措置というものをずっと過去の傾向をごらんいただきますと、文化的な配慮というのが相当加えられてきていると思います。

それから、昨日も御論議がございましたが、たとえば地方で地方的な演劇、文化の催しというものをどう扱うか。これは要するに、客観的なよるべき基準といったようなものが権威者の間なり何なりで一つ設定できれば、国の催しに準じて取り扱ってよろしいということまで私も言い切っておるようなわけでございまして、そういうような点のくふりは今後とも続けてまいりたい、こう考へておるわけであります。

○広瀬(秀)委員 大臣、味つけと申しますけれども、味つけにもいろいろあるし、これが苦い味つ

けであつたり、えらい塩辛過ぎたり、あるいは毒までは入っていないけれども、今度の場合でも大臣の言われる味つけに相当するのは、国が企画して行なう一定の催しもの、具体的には、政令において、芸術祭の主催公演及び移動芸術祭、こういうものなどは非課税にされたということなんです。が、やはりどうも国が特定ものを企画し、主催をし、そして特定の出しものというようなことで指定をしてこれを庶民大衆に与えるというようなことは、これはやはり非常に文化的ではない。味つけも少し辛くて、苦くて、ちよつと大衆がすなおにとけ込めないものになるので、押しつけがあつては、やはり文化の面ではない。人間の気持ち解放するもの、權威から解放するもの、やはりそういうものでなければいかぬだろうと思ふわけなんです。

そこで、この点を論争しておったらこれは切りがありませんから、この論争はまたあとに譲りたいと思います。

ところで、私どもは、競輪、競馬、競艇という
ようないわゆるギャンブル的なものについては、
特別な提案を実は持っているわけなんです。これ
はもう前にこの委員会でも堀委員からも党を代表し
てそういう提案もなされたわけですが、たと
えば、入場料というものが課税標準になつてお
るわけですが、これはまあ公営のギャンブル等が
いま花盛りで、入場者についても、映画演劇等が
横ばいあるいは減つているというような中で、ど
んどん激増をしている分野であります。しかし、
課税標準になる入場料というものは非常に安い。
三十円とか五十円とかいうことであります。だか
ら、それを課税標準にしていたのでは、これはど
うもおもしろくない。したがって入場行為そのも
のについて一定の金額を税金として課する、そう
いう課税標準を入場行為そのものに置いて、三百
円くらいの負担を求めるといふような形で徴収を
する。そういうところに行く人たちは、一獲千金を
見やはり夢見て行くのですね。たとえば歌舞伎を見
に行きます、あるいは音楽祭に行きますというよ

うなときには、やはり心を美しくしたい、その美しい音色にしばしわれを忘れて人間の基本に戻るというようなことなすけれども、一方では、一獲千金を夢見て、目の色を血ばしらせて行くのですから、そしてある程度の金を持っていくわけですから、そういう人たちはある程度、かなりの額の税というものはいたたいてもいいだろう、そして、それだけではいけないから、そういう人たちも、やはり社会的にわれわれの納めたものが貢献されるんだというようなことで、たとえば身体障害者の福祉というようなこともまだまだ至らないところがたくさんある、こういうようなものに税金を向けていきますよということをやったらどうか。これはスウェーデンあたりでしたか、マツチを買いますと、このマツチに対する税金は老人の福祉、子供たちの福祉に使われますというところがマツチ全部に書いてあるのです。今度わが国ではマツチははずされ、非課税物品になりましたけれども、そういうような形になっているのですよというところならば、そういうギャンブルに向かう人たちは、われわれのそういう行為の中からわれわれも社会的な奉仕をしているんだ、そういう気の毒な人たちに對して一定の寄付をしているんだというようなことで、これはやはり心の豊かさというものを、目を血ばしらせて一獲千金に向かっていく心の中に、たとえ俗なことばで、すつてんてんにすつてしまったといつても、そういう心のなぐさめが逆に得られるというような、まさに一挙何得というようなことになる。こういうようなことを私どもは提案をしているわけなんですが、こういう問題についてそういう方向をとられるお考えはございませんか。

い、私はいま、個人的な見解でございすけれども、そういうことでひとつ税調その他に御相談したいと思つております。同時に、目的税的にこれをつくらうという御提案でございすが、その点はちよつと私も踏み切りがつきませんけれども、いわゆるギャンブル税というものについては、私としては積極的に取り組んでまいりたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 目的税に関する問題については若干議論も存するところでありまして、本来私ども競輪、競馬というようなものはだんだんなくなつていくような方向というものが正しいのだらうというふうな見解も持つわけでございすから、目的税を課することによつてそれが永久に存続するのだというふうな、そういうことにも問題があるかと思ひますので、その点の問題は別にいたしまして、ギャンブル税というふうなものはやはり真剣に考へていい問題であるという指摘をいたしまして、物品税のほうに移ります。

時間があまりありませんので端的に聞きますが、私どもは、物品税は、沿革的なところからいいますと、奢侈品課税、ぜいたくは敵だというふうなところから始まった戦時課税であつたというところから、この問題についてはやはり物品税、個別物品税体系をとつておる限りにおきましては、奢侈品、あるいは先ほど申し上げたような非常な便益性のある物品、こういうようなものに對してきつと、今日まで行なわれておつたような四〇〇というふうな課税も、ある程度存続してもしようという面ではよろしい。奢侈品、全体的な生活のレベルから見ても非常に奢侈的な、ぜいたくなもので、特別な高い所得のある人でなければ買えないというふうなものについては、やはり税の公平の原則からいいますと、そういうものに対してはそうやたらに所得が平準化したというふうな一般的な、抽象的な概念でやるといふようなことになしに、そういうものはそういうものとしてかなり重い税金を課しても、その人たちにとつては痛くもかゆくもないということでありすから、

そういう方向であつていいだろう。しかしながら、消費の平準化ということが同時にある程度進んでおるといふような、大衆消費財に入つておるといふようなことから生活必需品化しているものについては、いきさつや何かにとらわれないで、あるいはまた、いろいろな関係というふうなものにそれほどとらわれないでどんどん落としていく、そういうものは大胆に落としていく、こういう基本的方向というものをこの際はつきりさして、物品税、個別物品税の体系は体系としてあるべき姿に、絶えず見直しをしながら相互のバランスというものを、そして公平感というものがこの中にちゃんと出てくるのだ、こういう形にしていくなさきだと思ひますが、そういうことについてはいかがお考えでしょう。

○愛知國務大臣 物品税については、奢侈品とか、便益品というのですか、長らく物品税については使われていたことばのようございすが、そういうものに対して課税するたてまえでずっときたわけですけれども、だんだん生活が多様化し、何が奢侈品で何が便益品であるか、限界が非常にむづかしくなつてきたように思ひます。しかし、やはり気持としてはそういう点を頭に置いて、絶対的な生活必需品というものは抜いて考えていくべきであると思ひます。

それから将来はどうするかということにもお触れになつたわけございすが、将来の傾向としては、これは一般的に消費税的な考え方をだんだん強くしていったほうがいいんじゃないか、こういうふうな考へるわけございす。今回の場合も、税率の区分などについては簡素化する方向に向かつて改正を企てたわけございすけれども、将来の方向としては、均一化といひますか、単純化する方向にいくなさきである。それから物品の選択というものについては、バランスを考えながら、選択の上から、はずすものももちろん考へるけれども、加えるものも考へるという考へ方で将来はやるべきではなからうか、私はこんなように考へます。

○広瀬(秀)委員 非常に気になる、将来的な展望では均一化というふうな方向というものは、これはまあ当然付加価値税の施行につながるという角度から、この点については十分慎重でなければならぬということに特に申し上げておきますが、基本的には、やはりつけ加えるもの、あるいは落とすものというふうなことは、奢侈的なもの、それから一般的な生活水準というレベルの問題から、非常に便益であるというふうなものは次々に取り入れていく。しかしながら、一般のたとえば電気掃除機であるとか、あるいは洗たく機であるとか、あるいは扇風機であるとか、あるいは石油ストーブだとかいうのは、ほとんど大衆の生活必需品になつていく。たとえば石油ストーブなんというのは、これはもういまや炭、まきの時代ではない。もう森林資源も、炭を焼く人もなければ、まきを燃やす人もなくなつてきています。公害問題もやましくい。そういう中で、石油ストーブというのは暖をとるためには全く庶民大衆のもので、全ういうものになつていく。そしてもうほとんど全う家庭に行き渡つていく。しかも、それなしには暖をとれないというふうなところまできていく。そういうものなどはやはり大胆に――大体電気洗たく機のごときは九五％、あるいは電気掃除機なんかについても九〇％近い、あるいは九〇％をこえたかもしませんが、そういう状態になつていく。さらにまた、扇風機というふうなものなども、暑い時期にルームクーラーという便益品も入れられない人たちにとつては、これくらいはまあ、うちわでいきなさいといふことではなしに、扇風機なんというものはやはりこれはまさに生活必需品になり切つていく。こういうふうなものはやはり非課税物品に加えていくべきだ。その点についても皆さんの見解を承りたいのです。

それと同時に、今度はその裏返しの問題として、先日から議論をされております高級衣料、一着分何十萬あるいは百万に近い値段のするような高級織物、そういうようなものが非課税になつていく。あるいはキリだんすが非課税になる。ある

いはウルシ塗りの仏壇、これが宗教用具だということ、百万しても二百万しても、それがウルシ製品であるというようにも含めて、しかもそれが中小企業の職人等がつくっているのだからというように、中小企業対策というようにも理由にはなっている経過もあるわけですが、しかし、そういうようなものなどについては、これはやはり新しい課税物品——二十万程度でかなりりっぱな御仏壇なんかも買えるわけです。百万のものもあるし、百五十万のものもある。切りのない状態にある。それから総ギリのものなんかについても、昨日も村山委員が質問いたしましたように、輸入の外材品を原料にしたものが四十万、三十八万というようなもの、総ギリというようなキリのたんすが——三方ギリとか四方ギリとか総ギリとか、いろいろ言いますけれども、そういうものは五十万以上もする。そういうものに對しては当然これは新しく課税物品に、これは一たん経過はあったけれども、加えていくというようなことがなければならぬと思うのです。そういう方向をとる考えがあるかどうかということ。

それから、これは主税局長に伺いたいのですが、そういう高級織物、それからたんす、仏具等を、どれくらい事業所でどういう規模でつくっておるのか、そしてその形態はほんとうに手づくりで一人の職人さんがやっているというような形態なのか、その辺のところがはっきりするような業者の数とか、その形態が法人組織であるか、個人で零細なものであるか、個人の場合でもたくさん人間を使っているというようにものなのか、その辺のところをひとつ資料としてはつきりさせてもらいたい。わかっている限りにおいて答えてもらいたい。その辺のところをひとつとひとつやってもいいわな、これはもういろいろな実情、沿革がありましてという説明だけでは納得を得られない段階にきていると思うのです。その辺のところをひとつ数字でお示しをいただき、もしここで答弁ができなければ、あとでそういうものについてしっかりと資料をひとつ出し

ていただきたい、こういうふうに思います。
○高木(文)政府委員 私へのお尋ねの部分でございますが、非課税物品でございますから、税のほうでは現在のところは正確な資料は持っておりません。お求めに際しまして関係官庁等にお照会してみますが、私どもとしては持っておりません。

ただ、高級織物につきましては、これはむしろ問題は、糸の段階とか、染めの段階とか、織りの段階とか、いろいろあるわけでございます。高級織物の非課税が過去においてうまくいかなかったからというふうな事情は、主としてどの段階でどういうふうにとらえられるかというところ、ひつかつたわけでございます。そのこととおわかりいただけますように、非常に零細な、場合によりましたら農家の副業である場合もございますし、いろいろ零細な形で積み上がってきておりますので、それをどの段階でとらえるかということが非常にむずかしいわけでございます。

それから仏具につきましては、これは過去においても課税の実績がございせんので、過去における統計等も非常にとらえがたいと思つて、これはむしろ宗教的なものについては課税しないという思想から出ているわけでございます。そういう意味で課税になつてないわけですが、これも非常に零細なものだとは思つて、この仏具については全く課税の実績がない、過去においてもないうところから、十分資料ができませんかどうかが、よく研究はいたしてみたいと思つて、
○広瀬(秀)委員 たとえば高級織物なら高級織物をどういうところでどういう形態でつくっているのか、事業場の数は一体幾つあるのか、こういうようなことをこれは調べてみなければいけないと思つて、問題に指摘するけれども、一向に皆さ

んのほうも——その点がどうなっているのか、ほんとうに零細な、いわゆる伝統的な無形文化財に指定されるような、人間国宝に指定されるような人たちがやっている、そしてその人が手づくりで

やっているのだ、こういうようなものだから、それに対してはなかなか転嫁もむずかしいからというようにことを理解される場合もあるかもしれないが、何十万とかあるいは百万に近いような織物をつくっているということがどういう形態で行なわれているか、これはもう転嫁も十分できるのだ、何十万とか百万とかいうようなところに対しては転嫁も容易である、ほんとうに安いものだったならなかなか転嫁もできない、自分で税金をしょい込んでしまふということにもなるかもしれないけれども、その辺のところを判断するために、そういう資料というものをひとつはつきりさしていただきたい。このことができませんか。

○愛知国務大臣 高級織物、それからキリのたんすの問題については、まあ御承知のように、いまも御指摘ございましたが、沿革的に非常に零細な特殊の職人の手にかかるものであつて、また伝統としてこういう芸術的なものは尊重していききたいという二つの観点から考えてまいつてきておるわけでございます。現実にはどういうふうな状況になつていのかということにつきましては、できるだけ御趣旨に沿うように調べてお答えをすることにしたしたいと思います。

○広瀬(秀)委員 誠意をもってひとつやっていたきたいと思つて、

それから、時間がありませんので、もう一つだけ伺いますが、先ほども文化論議をいたしましたことが初めてになりました。尺八、琴、三味線あるいは琵琶というものは、これはもう日本の伝統的な音楽を象徴するものですね。しかも三味線なんというのは、最近非常に民謡ブームというところで、民謡にはつきものである。こういうようなもので、しかも三味線、琴、笙というように日本の伝統楽器、こういうものなんかについては、これはやはり日本の伝統音楽を助成するといふような見地からも、こういう伝統音楽の管絃楽器——管絃楽器の代表的な尺八は落ちましたが、弦楽器の三味線なんかも、なるほど免税点の一万円

か一万一千円くらいのところでつくられておりますけれども、日本の伝統のそういうものを保護するといふことが、そういう新しい見地から、こういうものについての非課税扱いというようにすることについても十分ひとつ考えていただきたいと思つたのですが、大臣、いかがでございますか。

○愛知国務大臣 御趣旨はよくわかります。将来の問題として検討したいと思つて、将来も率直に申しますと、使う人や使う場所その他のことも十分社会的な感覚で配慮をしなければならぬというように、微妙な配慮がございましたことを御理解をいただきたいと思います。

○鴨田委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後四時二十八分開議

○鴨田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。広沢直樹君。

○広沢委員 きょうの物品税について質問申し上げたのですが、ちよつと時間の関係で最終的なお話し合いができておりませんでしたので、一、二点また伺つてみたいと思つて、

まず、大蔵大臣、きょう物価の閣僚協議会で、物価に對して一応責任体制を確立していわゆる総合的な物価対策を決定した、こういうことが報じられていられるわけでありますけれども、総合的な物価対策も必要だと思つて、きょうも質問の中で申し上げたとおり、やはり個々のためにきまかい対策、施策を推進していかねばならぬと思つて、そこで、物品税の改正によりまして、免税点の引き上げとまた税率の引き下げによつて、きょうは通産省に對して具体的に効果を直接消費者に与えられるようにということで申し上げたわけであります、やはりこういう主管庁としてこれは行政の責任においてやつていこうと

いうことをけし申し合わせができたようでありませんが、それに対して、これは要望も含めて、いわゆる今回の物品税の税率の引き下げと免税点の引き上げが直接消費者に結びつくような具体的な施策というものを強力にとつていただきたい。それについての大蔵大臣の決意と各省との連絡関係はどうなっているか、これをまず伺つておきたいと思ひます。

○愛知國務大臣 今朝、物価対策閣僚協議会をいたしまして、その中で、数項目のことをきめました。その中には、予算の弾力的な運営とか、金融の引き締め問題というような、すでに決定いたしましたものの中に入つておりますけれども、同時に、たとえば変動為替相場制によるものの輸入物資が、価格が下がるようにすることや、そのほかいろいろの施策によつて物価が下がるはずなことが、いろいろの流通機構その他の対策がよくならなかったために、将来まともな成果があがらなかつたことなどを反省をして、十分手回しをして、その結果フローアップをしながらかつて、横の連絡をよくしていきましようという申し合わせをいたしました。したがって、物品税関係につきましても、昨日、通産省から通達も出ていることが説明されたわけでございしますが、今後この物資別の対策ということになりますと、大蔵省だけではどうもフローアップでできません。ですから、ひとつ通産省その他の協力を得て、これが物価の引き下げに結びつくように、この上とも情報連絡を密にいたしまして、またその結果を持ち寄りまして、足らざるところは補つていこう、こういうことにいたしてまいりたい、かやうに考えております。

○広沢委員 それでは入場税の一部改正に入りたいと思ひます。

この入場税につきましましては、三十七年の四月以降、映画、演劇など一律に一〇%、こういうふうな税率はなつておりますが、今回映画については百円から千円までが五%、千円以上が一〇%、演劇あるいは演芸、音楽、スポーツ等、これは百円か

ら二千円が五%、二千円以上が一〇%、こういう二段階になつてゐるわけです。これは、これまでの経緯から見ますと、この三十七年の四月一日の改正によつて一律に一〇%としてきた理由、それまでは非常に段階が分かれておつたのです。その別かれておつたものを一律にしたのは、金額の大小によつて税率をきめるというところは税務執行上も複雑であるし、その効果もあまりあらわれない、あるいは純芸術的なものについて軽減云々というような問題についても、税務当局として、それが芸術であるかということ判定するのはなかなかむずかしいし、かりにそれがほかの要件から考え出したとしても、実質的に税務当局で一つ一つこれをチェックするのはなかなかむずかしいんじゃないか、そういうような観点もあるし、また消費税は大体小売り段階で一〇%程度になるから、バランスをとるためそれに合わせた、こういつたものも理由によつて、いわゆる三十七年以降一律になつてゐるわけです。それを今また二段階にしたという問題ですが、これはどういう理由によるのか、簡単にひとつ説明していただきたい。

○高木(文)政府委員 今日までの過程におきましては、御指摘のように、いろいろな税率構造になつておりました、それを簡素にするということが一〇%一律ということになつたわけでございしますが、今回の場合は、内容的に税率区分を設けるということはいたしておりませんので、もっぱら金額で切ることによりまして、ほとんどの入場者については、低いほうの税率が適用になるわけでございまして、高いほうの税率が適用になるのは、いわば特等席といひますか、一等席といひますか、そういうものであるとか、いろいろレスリングや拳闘におけるリングサイドというふうなものについてだけは高い税率が適用になるであらうという前提でございします。

なぜ高い税率を残したかということでございますが、これはかなり入場料金の大きいものもございしますので、そういうものについてまでこの際五%というような低い税率にするのはいかかというところで残したわけでございまして、従来の税率区分とはその意味でだいぶ趣が違ふということ御理解をいただきたいと思ひます。

○広沢委員 それは税率を五%にするか一〇%にするかというところでありますが、一〇%一律を基準として今回五%に金額の小さいものを分けた、この意味がわからぬわけじゃないのですけれど、しかしやはりそういうふうな配慮をするのであれば、いままでの経緯から考えてみて、少なくとも入場税については前から議論がありまして、これは文化の発展という意味合いから考えてみても、もう入場税は、一部ギャンブル的なものを除いて、これは廃止しろという意見が非常に高まつてきてゐるわけですから、その際、こういうふうなこまかな段階を設けるよりも、どうしてもこうしなければならぬというのであれば、もうそれ以下は入場税を設けないというふうにして、いま言う一部高級なものにつきましては、これはまあいままでの一〇%がいいか五%がいいか、ここでははっきりいたしません、一応税率を残すというふうな、これも段階的に考えられぬことではないのです。いままでは一律にしようというところで、いろいろな議論の末、これを一本化して今日まで約十年近くやつてきて、それからまたいま言うような状況で段階に分けるといふのは、どうもやり方が納得がいかないわけですね。

入場税というものをどういうふうな位置づけるか、評価をするかという問題になると思ひます。政府といたしましては、入場税というものの性格というものが、要するに間接税体系の中の一つの位置づけをいたし、これを将来とも考えてまいりたいという、こういう基本的な体制に立つて、そして現実に対してみますと、ただいま局長が申しましたように、このころは入場料から申ししましてもほんとうにべらぼうに高いものもございします。そういうものに対しては、感覚的にも相当高い税率でいんじやないだろうか、こういう角度であつて二つの税率ということにいたしましたわけでございます。

それから、やはりこれは基本の問題にかかわるわけですから、それならば免税点をもつとすると高く上げたらいいではないか、こういう御議論になると思ひますけれども、たとえばこれを五百円ということにいたしますと、映画館の入場料が税引きだと大体三百四、五十円というところではないかと思ひます。そういうことになりまして、これは撤廃したと同じことになる。そこでわれわれとしては、撤廃はしたくないというところ、税率が残るわけでございます。その辺のところは結局、基本的な税務行政というものの位置づけや評価にかかつてくるのじやないか、こういうふうに思ひます。

○高木(文)政府委員 今日までの過程におきましては、御指摘のように、いろいろな税率構造になつておりました、それを簡素にするということが一〇%一律ということになつたわけでございしますが、今回の場合は、内容的に税率区分を設けるということはいたしておりませんので、もっぱら金額で切ることによりまして、ほとんどの入場者については、低いほうの税率が適用になるわけでございまして、高いほうの税率が適用になるのは、いわば特等席といひますか、一等席といひますか、そういうものであるとか、いろいろレスリングや拳闘におけるリングサイドというふうなものについてだけは高い税率が適用になるであらうという前提でございします。

○広沢委員 それではさきの質問の中でも、いまもおつしやいましたとおり、やはりサービスマネジメントのこの体系は残していききたい、こういうお話を聞きますけれども、そこで、その中でも当然サービスマネジメント——ギャンブル的なものはこれは残していいんじゃないかと私は思つてゐるわけですが、むしろそれは、ギャンブル課税というものをいま盛んに検討されてゐる段階でもありませんし、はたしてこういうものに対して免税点を、三十円ですか、そういうふうな設置の必要はないんじゃないか。そういうふうな設置についてはもうそのまゝ課税するということ、免税措置なんというものは講じなくてもいいんじゃないか、むしろそ

るか、ひとつ所信を伺わせていただきたいと思ひます。

○愛知國務大臣 物品税については、生活の必需品といふものの定義がまたここで大いに論議されるわけでございませうけれども、便宜品と申しますか、そういう境界のところ、意見によつていろいろの境界の引き方があると思ひますけれども、要するにぜいたく品といふか奢侈品と申しますか、そういうものに対するもので本来あるべきものである。しかし國民生活が向上して生活が多様化しておりますから、たとへば十年前には奢侈品であつたものがいまはもう生活の必需品であるといふようなことになってくると、どうしてもある程度対象がいまの生活環境、觀念からいへばおかしいではないかという御議論の出でくるのももつともな点も私はあると思ひますけれども、そういうものも考えながら税率を引き下げたり免税点を引上げたりいたしまして、物品税体系といふものは續けてまいりたい。

それから、物品税が減免になれば、そのメリツトはできるだけ多くを消費者に還元したいといふことで、すでに通産省の御協力もいただいているわけですが、本日、物品税対策閣僚協議会等の趣旨とすると、これもまたそういう点でございませうから、当面の物価問題についてはいい影響が出るように、これに對してさらに努力をしてみたいと思つております。

○増本委員 今度の物品税の改正にあつたの税制調査会の答申を見ましても、また政府のこの提案理由の説明におきましても、消費の平準化、一般化の傾向に顧みて、実情に即して税率の調整をはかる、こういう趣旨がうたわれているわけでありませうが、おっしゃるやうに生活関連物資あるいは生活必需品として取り入れられている部門にやはいまだ物品税が残存しているといふことは、これは大臣もお認めいただけると思ひます。たとへば繊維製の調度品の場合にしましても、あるいは毛皮製品の中でも、また電気製品などについても、これはもう國民の生活になくてはならないもの

のになつてゐる。それが今度の改正の理由の一つとしてもあげられてきてゐるゆゑにどうしようと思つてゐるわけですが、それから見ますと、今回の場合にそういう生活関連物資についてはまだ私は税率の引き下げが少ない、また免税点についても引き上げ方が非常に少ないといふように思つてゐるわけですが、今回のこの物品税の改正によつて、じやこの消費の平準化とかあるいは國民にこれらの欲望として持つてゐるやうな生活関連物資の均てんに何ほどの貢献があるのかといふことになると、その辺のメリツトは決して多くはないといふやうに思つてゐるわけですが、

大臣に一つお伺ひしたいのですが、今後やうな生活関連物資についての物価を抑制していくといふ立場に立つて、この物品税の軽減についてはどういふ方向とお考えをお持ちでしょうか。

○愛知國務大臣 まず何がしのメリツトがあるかといふお尋ねですが、たとへば時計を例にとりましても、時計は絶対の必需品である。今回のこの免税点を適用すると四千七百円、これは小売りの段階にいりますと一万円になる。一万円の時計といふものはもう物品税から解放されている。たとへば高校なりあるいは中学卒業の若い人が就職をして腕時計を絶対に必要とする。これはまず小売りで一万円といふところならばやういふ必需品は免税になる。これは一例でございませうけれども、そういう感覚で今回整理をいたしたわけでございます。ですからたとへば電気スタンドの問題もございませう。たんのすの問題もございませう。あるいは楽器の問題、いろいろございませうけれども、大体基本的な感覚としてはそのくらいのことろをめぐらしてゐるわけでございますから、生活の必需品といふものにはなるべくかからないやうに、またかかるとしても税率を安くするといふ配慮はいたしたつもりでございませう。

それから、将来についてどう考えるかといふこととでございませうが、私は、将来の傾向としてはやはり一般の消費税といふやうなものを頭に置いて考えるべきではないだらうか。そういう場合の品

目の選択としては横のバランスを考える、また生活程度の上等考えましてその品目の選択をすべきものである、こういうやうに考える次第でございませう。

○増本委員 当委員会の調査室からいただきました資料の中に「個人消費支出に占める物品税収の推移」というのがあるのですが、これを見ますと、昭和三十七年から四十八年までの間を見ましても、個人消費支出と物品税収との割合が、昭和三十七年で〇・八五、今年度、昭和四十八年の見込みが〇・八一、その間に四十年で〇・七四とか四十一で〇・六四といふやうに下がつた時点がありましたけれども、それ以降四十四年で〇・九三、四十五年〇・九〇、そして去年は〇・九三といふことになつて今年〇・八一と、若干下がるという傾向を持つてゐるやうでありますけれども、しかし大勢から見ると個人消費支出の中の物品税収の割合はそれ大きな開きがない。やはり物価の問題の中で考えますと、もつともやうな面での物品税収の割合を引き下げることによつて個人の消費支出をさらに伸ばし発展させていくといふことが、今日言われている財政政策の問題から見ても、内需に積極的に転換していくといふやうな立場からもきわめて重要だといふやうに思つてゐるわけですが、生活関連物資に対する減免を積極的にいふやうになつていく、こういう方向でひとつ御検討いただきたいと思つてゐるのですが、その点についてどういふようですが、もう一度大臣のはつきりとした御答弁をいただきたいと思ひます。

○愛知國務大臣 これは率直に申しますと、私はいま確たる意見を申し上げるところまでまだ進んでおりませうけれども、将来の直接税と間接税といふものの配分をどう考えたいかといふ一つ大きな命題があるわけですが、間接税といふことになりましますと、間接税をひとつ頭に置いて考えてまいりますと、いまお示しになつた、私もこれは拝見しておりますけれども、昭和三十七年が〇・八五、それから今年が〇・八一、これがあまり下

がりますと間接税体系といふものに相当なやはり影響があるわけですが、それからもう一つは、これはまだこの調査をしないに私も点検しておりませうので、あるいは間違つてゐるかもしれないが、ある年度で、たとえば自動車とかあるいは貴金属、貴石などの売れ行きがよかつたといふやうな何らかの理由があつたやうな場合には、この比率は自然にふえるわけですが、

こういつたやうなことを勘考いたしまして、年度間の比率といふものはいろいろの点から考えてまいらなければならぬだらうと思ひますが、私はやはり〇・八幾らといふやうなところが一応妥当な線ではないかと実は考えております。

○増本委員 将来の直接税、間接税との比率をどうするか、これは直接税、間接税の体系をどうのうにしていくかといふこととの関連でおきめになる問題だ、こういうお話でありますけれども、これからの税体系として大臣は、直間比率を大体どのやうにお考えになつて、つまり直間比率がどのくらいが一番望ましい体系だと、それを目ざして努力されるかといふその方向を、じゃひとつお話をいただかせませんか。

○愛知國務大臣 この点については、おまへほどのくらの比率がいいかといふことは、この国会でもしばしば御質問いただいたのですけれども、現在は、たとへば七、三がいいとか六、四がいいとか、そこまでまだ私もはつきりした考えを持っておりませう。ただ最近の傾向としては、直間の比率といふのが直に非常に重くなつてゐるということば事実でございませう。

ただ同時に、この問題は私もいふんば頭のなかではいろいろの要素を考えてゐるのですけれども、直接税におきましても、たとえば法人の重課といふことが私の頭に今後の問題として大きな重なるわけですが、それから所得税の、特に大衆的な勤労階級の直接税は少なくしていく。それから一方で財政需要といふものが年々非常に大きくなる。歳入の構成についても今年度は、よく私申しておりますやうに、公債の依存度は四十七

年度よりもある程度低くはいたしたけれども、やはり過剰流動性というようなことを考えますと、ある程度の公債財源というものは必要である。これは景気調節という面だけではなくて、やはりこれで財政を通して国民の資源配分を福祉国家建設に向かつての社会資本の充実というように向ける、これがよい方法であると考えたからこういう手法をとりました。しかし長期的に見て公債財源というものはそうこれに依存すべきものではないと思います。したがってだんだんふやせてくる財政需要をまかなっていきためには、やはり税収入というものが相当大きなウェイトにならざるを得ない。そこで法人の重課というものを頭に置きながら、その歳入計画というものを考えていきます場合には、やはりある程度間接税というものを重視していかなければならないのではないだろうか、こういうふうに、抽象的ではございますが、考えております。

そういう場合に物品税といったようなものをどういうふうに位置づけるか。これについては先ほど申しましたように、将来の方向としては一般の消費的な性格がもっと強くなって、そして税率などは考え方として均一化することが、そういう発想からいけば出てくる結論ではないだろうか。それから物品の選り方については、これは相互のバランスやそれから生活環境の変化に応じて対象となる品目は選択すべきである。その選択の結果、これはいま前提として申し上げたように、まだどういうふうにしたらいいかというものの具体策を持っておりませんからございいますけれども、場合によって品目が減ることもありましようし、若干ふえるということもあり得る、こういうふうに考えております。

○増本委員 お話の中でちょっと気になることがございまして、さらに深く伺いたいのですが、先ほどのほかの委員のお話の中でも再三ことばとして出ましたけれども、付加価値税ですね、いまのお話ですと、消費的な要素とか体系で、こういうものの中で一つは考えていくという

ことと同時に、税率を一律のものにしてかけやすくて、そしてやっていくということになりますと、現在西ヨーロッパの諸国で採用されている増加価値税とか付加価値税あるいはそういうもののへの移行をやったり段階的にしろお考えになられているのではないかと。その点ではいま大臣おっしゃった間接税の体系をどうするかという問題との関連では非常に重要な問題だと思えますので、この付加価値税ないし増加価値税への移行まで含めて、いま御答弁いただいた問題をお考えになっていらっしゃるのか、その点をひとつはつきりお答えいただければと思います。

○愛知國務大臣 付加価値税というものを現在頭に描いてこれをぜひ実行したい、こう考えているわけではございません。それから一方において付加価値税というものは従来の経験に徴しても相当広い範囲に反対論が多いということもよく承知しております。そういう中でどういうふうにかえていったらいいかということも検討に値する問題であると思えますけれども、いま付加価値税を前提として私の意見を申し上げたわけではございません。

○増本委員 それでもこの一定の一律の税率で、そしてその物品に対して税をかけるというところになりますと、これは小売りから消費者に渡る場合にも一定の品目について一律の税率をかけていく、いまの物品税はそういう体系でもあるわけですから、これがそれぞれの間接税の比率を、いま大臣がおっしゃったような方向で物品の移動に際して常に一律の税率がかけられていくということになりますと、名前は付加価値税と呼ぼうがあるいはほかの流通税と呼ぼうが、結局実態としてはいま反対運動や反対の世論もある付加価値税と同じような実質的な内容のものになるだろうと思うのです。ことばでどう表現するかは別にしまして、大臣が、直接税、間接税の比率を、望ましいものと考えておられる場合に、この間接税のウェイトというものは、やはり内容としてはそういう商品や物品の移動に際して一律の税率がかかる

かかっていくというシステムをお考えになつていらっしゃるのでしょうか、その点も一度。

○愛知國務大臣 これは、これからの検討のやり方について私はまだ抽象的にしか考えておりませんが、いろいろな点を考えていかなければならぬという点を率直に申し上げたわけですね。いま私は付加価値税というものをよしとして申し上げているわけではございません。結局そこで現実の課題として見れば、今年度についてはもちろんでございますが、私はお互いに慣熟してきたといつてもいいのじゃないかと思いますが、物品税のこのやり方、そしてこういった税率の引き下げや免税点の引き上げというものが数年やれませんでしたけれども、この際こういう手直しをしておくといいことが一番適切な選択である、今年度においてはこういう結論に達したわけでございます。将来のことについては、先ほど申しましたようないろいろな要素があると思えます。それらを十分勉強をしてよい案をつくりたい、こう申し上げたわけでございます。

○増本委員 そうしますと、いままでの大臣のお話を要約いたしますと、将来あるべき間接税の方向としては、一つは消費税率の中でこの問題は考えていく、もう一つは、一律の税率で、しかも対象品目は選択をして、それにかけて税収効果もあげられるようなものにしていく、大体このいま私が言いましたような点をお考えになつていらっしゃるように承つてよろしいのでしょうか。

○愛知國務大臣 大体の方向はそういうことではないかと私は現在思っております。

○増本委員 もう一度伺いますが、消費的な体系の中で考えるということになりますと、小売りから消費者に移るその段階で一律の税率がかかるだけで、製造元から問屋へ、問屋から小売り店、この関係の物品の移動に対しての税ということとは問題にはしない、こういうことと考えてよろしいでしょうか。

○愛知國務大臣 そこまで具体的な構想は私はまだ持っておりません。その辺のところは、やはり

現在の物品税というもののよきではなからうかと思えますから、税制というようなものではあるだけ慣熟されたものを改善していくことがいいのじゃないかと思えます。ただ、将来の方向として、たとえば物品税制度というものはどういうふうに向かう方向がいいのかというお尋ねに対しては、やはり一般の消費的な感覚でもって、そして税率等についてはなるべく単純な、簡素化された、できれば単一の税率というものが望ましいのではなからうか、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○増本委員 いま私がかんがひ失礼かもしれませんが、けれども、しつこく申し上げるのは、何かそういう大臣の発想がさらに具体化されていきますと、やはり問題の付加価値税と実質的に同じような役割を果たすような税制が生み出されてくるのではないかと、このところを国民も危惧をされているところだろうと思うのです。大臣の御答弁では、物品税としてはという限定をお使いになるわけですね。しかし、消費税率の中でこの物品税についてはどうだということになりますと、このやり方が、いま私が言いましたように、製造元から問屋、問屋から小売り、この商品の流通段階でそれぞれ同じ一律の税率がかけられていくということになりますと、その点を大臣がはつきりと否定してくだされば、物品税についてあとの問題は、それが悪平等にならないかというふうな、そういう問題だけになりますからあれですが、そういう商品、物品の流通の中で、動くごとに一定の税率がかけられていくことを否定なさらないということになると、現在の税体系が間接税への比率を高める中で、付加価値税とか増加価値税とかそういう税制をお考えになつていくことになる。呼び名はどうであらうとも、実質的にはそういうことになるのではないかと、一度はつきりとお答えをいただければというふうに思うわけですね。

○愛知國務大臣 これも先ほど付加価値税という

ものに対しては広範囲に反対が多いことも私はよく承知いたしております、率直に申し上げたわけでございますし、それからいま私が付加価値税をよしとするという意見を申し上げているわけではございませんということは、何べんもお断わりしているところによって御理解をいただきたいと思ひます。

同時に、税制全体について何かもっとよくふうはないであろうかということも来年度以降において大いに考えていきたいという意欲を持ちますだけに、考え方の背景というようなことを先ほど率直に申し上げたわけでございますから、それらの点は具体的な提案を申し上げているわけではございませんし、また付加価値税というものには非常に反対が多いというところはそれはそれなりに危惧の念もございましょうし、あるいはまた付加価値税という名前ではないけれども、過去の税制において経験があるだけに、その反対の根拠というものについても十分理解をしていかなければならぬまい、こういうふうに考えております。

●増本委員 そうしますと、いまお尋ねした中で、流通過程のそれぞれの段階での課税ということはいまのところお考えになっていない、こういうふうに承つてよろしいわけですか。

○愛知国務大臣 現在考えているかと言われますと、現在は考えておりません。

●増本委員 そうしますと、現在は巷間言われている国民も危惧し、反対もしている付加価値税という問題については、これを採用されるというお考えはない、こういうことでよろしゅうございませぬ。たいへんしつこくして申しわけありませんけれども。

○愛知国務大臣 これはもうたゞいまもしばしば申し上げておりますように、いま私が付加価値税というのをよしとして、これを私の意見として申し上げているわけではないというところは再々お断わりしているとおりでございまして、さように御理解くださつてけっこうです。

●増本委員 そこで、物価問題にもう一度戻りま

すけれども、特に商品投機などの問題で焦点になりました木材とか繊維の原料が非常に高騰している。それは直接最終需要者である国民にはね返ってくるわけですね。今回の物品税の改正案の中でも、たんにすのこの免税点の引き上げなどで直接木材の値上げの問題がやはりからんでくるわけでございます。繊維の調度品の原料である繊維、羊毛やあるいは生糸、化繊までも現在は値上がりをしていいます。生糸を例にとりますと、昨年の四月ぐらゐまでは大体一キロ八千五百円ぐらゐであつたものが、あの商品取引所がストップをする段階ですですに一万五千円になつていいます。それ以降は下がつてきたとはいへ、現在でも一万円をこえるというふうな段階になつていいます。

国民の生活にとつてたんにすのこの木製品にしましても、また繊維の調度品にしましても非常に重要なものの一つでありますから、こういうものについては、これが商品投機などによつて不当に値が上がり上げられ、価格が下がり安定をするという見込みがまだまだ立っていないし、このまま固定されていくという危険も非常にあります。こういう段階では、少なくともその製品に課せられていた物品税は、国民の生活関連あるいは必需品に密接に關係したものを含めて免税点を引き上げるとか、あるいは物品税そのものを廃止するとか、そういう手だてをとつて物価安定に資するということがやはり非常に重要であるというふうに思ひますけれども、この点についてはいかがお考えでしようか。

○愛知国務大臣 たとえば木材とかあるいは羊毛とかいふものにつきましても、いろいろの措置が相当急速に成果をあらわしておるといふことは御案内のとおりかと思ひます。それからもう一つは、物品税のほうでも家具類とかあるいはじゅうたんといったようなものについては、免税点の引き上げというところで対処していく。私は、いま御指摘のような問題については、両方から対策ができる、こう考えております。

●増本委員 本改正案の後に、今年度中にその

価格の安定がはかれない、あるいはその物価の高騰の抑制の効果があらわれない場合には、再度この免税点の引き上げないし税率の引き下げは御検討されるというお考えでしようか。

○愛知国務大臣 さらに御質疑があるかと思ひますけれども、免税点は政令に譲らしていただいておりますので、このことは、私がいま申しましたように、特異な現状はかなり急速に改善されると思つておりますけれども、不幸にしてそういう予測が当たらないような異常な状態の場合におきましては、政令におきまして免税点のさらに引き上げというふうなことを考えなければならぬ場合もあり得る、こう思つております。

●増本委員 合板とかあるいはその他の建材の値上がりによつて、たんにす、建具などの業者も非常に困つていられるわけですね。私が調査したところによりますと、もうすでに原材料の値上げは一五〇%から二五〇%ぐらゐの値上げになつて、そのために原材料を仕入れるそのこと自身にたいへん苦勞をしていられる。だから物品税の免税点を引き上げる、そして価格の安定に資するようにしてほしいという声が非常に強いわけでありまして、ですから、免税点については、いま大臣がお話になりましたようにこれは政令で改廃のきく問題でありますから、ぜひ免税点の引き上げをはかつていただきたいというふうに思ひます。

時間がありませんので、次の質問に移らせていただきますが、局長、ちよつとお伺いするので、今度のこの物品税法によりまして、新たに五本の二がつけ加わりまして、販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等という規定がつけ加わつていますが、これに関連してお伺いします。この第五本の二の第一項で「貴石等の販売を業とするものであることを確認のうえ、政令で定めるところにより、その確認の事実を明らかにしなければならぬ」ということで、販売業者の証明書を所持しているかどうかということを確認する義務をこの販売業者に負わせるということになつたわけでありませぬ。これは、やみ業者と

かそういうものの横行をチェックしよう、そして物品税の通脱を防止しようということに意味があると思うのですが、これまでの実績から見ると、販売業者の証明書の交付を受け、そして一々小売りのたびに物品税についての記帳をしなければならぬというところで、小売り業者はかなりの負担を負つていたわけですが、それに加えてこの確認の義務をつけ加えるということになると、さらに販売業者に対して義務が加重され、そしてやらなければならぬことも非常に煩瑣になるということになると思うのですが、その点についてはどのようにお考えになつていられるのでしょうか。

○高木（文）政府委員 御指摘のように、宝石につきましてはもとより価格が相当高いものもございまして、税率も高いからということで、残念ながら通脱がかなりあつたわけでございます。今日も若干あるわけでございます。そこで、四十二、三年からであつたと思ひますが、一種の人間の知恵と申しますか、国税当局のほうの指導もございまして、業界のほうの知恵もありまして、現在、御存じだと思ひますけれども、法律にはあつておりませんが、販売業者の証明書制度というものが全国的に行なわれております。その結果、比較的、いま言われました、よくかばん屋さんといひますけれども、かばん屋さんを通じて物品税を通脱をするというケースが減つてきたということから、業界の内部においても秩序がだんだんできつつあるということで、この証明書制度については、この方向がそういうふうにもよろしくない事実を解消していくには好ましいのではないかと、いままで行政指導ないし業界の申し合わせというふうな形で進んでおりました証明書制度を法律的名のものにするにいたしたわけでございます。

御指摘のように、この制度になりますれば、御売りの方が小売りの方に売るといふ場合には、あとで買った小売りの方が今度は納税義務者になるわけでありませぬから、そのことをはきつりするた

めに、従来の概念の卸売りの段階で、何という小売り屋さんに売りました、したがってそれは物品税を取っておりませんが、それは小売り屋さんに売ったからですということを確認しておく。これは卸屋さんのほうにとつては必ずしもわしいことは事実でございますけれども、しかし、多少わずらわしさがふえまして秩序がきちつとしてくれれば、そういう無秩序、いろいろ混乱を起こすというものがなくなってくるということであるならば、それもまたやむを得ないということで、業界としてもこれでもいいという空気が強いわけでございます。一挙にやるわけではございませんで、従来からあったものを法制化するのでございますから、私どもはある程度の負担は受忍していただけるものというふうに考えております。

○増本委員 貴石金属の小売り業者の場合は零細な業者が非常に多いに思ふのです。私、せんだって京都へ参りましたついでに、京都の貴石金属の業者の協同組合の人からいろいろ聞いてまいりましたのですが、京都の場合ですと、京都府下で五百三十四店があつて、大体、貴石金属それから時計などを全部売つても月平均の売り上げが二百万円以上の人で五十三店、二百万円未満百万以上が十五店、百万未満のお店が三百三十一店というように、圧倒的な人たちが非常に零細な商売をやつておる。ですから、そこで現在でも非常に物品税の納税に關して、帳面をつけなければならぬとか事務が非常に煩瑣である、今度この五条の二のようなことで一々確認もし、また確認もされる、そしてこれが義務づけられてくるとな問題が、いろいろ自分たちの負担が重くなるのではないかと、この心配をされているわけですね。ですから、大手でたくさんさんの従業員を使っているようなところとはちがく、やはり小さなお店が非常に多いのは、私たちが商店街を歩いてみればよくわかることです。どうもこういう貴石金属を第一種の課税にするということにそも問題があるのじゃないだろうか、こういうふうに思ふのです、その点はいかがでしょう。

○高木(文)政府委員 宝石の問題は、御存じのように、過去の段階においては、現行のように小売り課税ではなくて卸の段階での課税であつたわけでございますが、当時いろいろ混乱がございまして、それで卸から小売りに課税段階を移した経緯があるわけでございます。その後小売り段階の方々は卸の段階で課税してどうかということも言つておりますし、卸の段階ではやはり小売りのほうがいいということも、どちらにしても納税の義務を負うのは必ずしもわしいという声があるわけでございます。

これは、先ほどから盛んに御議論がございまして個別消費税に伴う問題点であります。一般消費税の場合はそういう問題がなくて済みませんが、個別消費税の場合にはどうしてもどの段階でどういうふうにして課税をするか、その記帳をどうするかという問題は常に伴う問題でございます。私どももいたしまして、卸段階が望ましいのか、小売り段階が望ましいのか、いつも議論のあるところでございますが、今回はこれを小売り段階において課税するという方式を提案しないままにしておいて、さりながら、そのことに伴う弊害を除去するといふ意味において、卸段階の方にも協力をしていただくという形で、卸と小売りの間でほぼしばらくこういうことでやつていこうかというふうになつたわけでございます。

この方式でやりますと、小売り段階の方は納税の義務を負うことになります。それから卸段階の方は、納税の義務を負わないが、小売り段階のほうに渡した、消費者に渡したのになしに小売り段階に渡したという確認をする、こういう義務を分け合うようなふうになるわけでございます。そのことが、先ほども触れましたように、ここ二、三年實際上やつてまいりました結果、従来よりは少なくとも改善されるということでありまして、これを法的に取り上げることにしたわけでございます。確かに、おっしゃる通りに、相当負担がかかるということは私も承知をいたしておりますが、さりとて、この宝石のような非

常に小さくて値段が大きくて持ち歩けるような品物の課税の技術としては、現段階では出し得る知恵はこの辺のくらしいところじゃないだろうかと思つておるわけでございます。

○増本委員 この問題はあとでまた大臣にもちよつとお伺いしたいんですが、その前に、五条の二の第六項で「販売業者証明書を所持する者にその者が貴石等の販売業者でないことを知らないで貴石等の販売等をした場合において、その知ることができなかつたことにつき、その販売等をした販売業者の責めに帰することができないときは、当該所持する者を貴石等の販売業者とみなし、その販売等の時にその者が当該貴石等の小売をしたものとみなして、この法律を適用する。」というふうになつてゐるわけですが、結局この法文から出てくる結果はどういうことになるんですか。

○高木(文)政府委員 これは非常に異例の場合をいつておるわけですが、非常に悪い場合でいいますと、消費者が小売り屋さんから販売証明書を借りてくる、あるいはどこかで拾う、そしてその証明書でもって消費者が卸屋さんに買に行く。消費者に売るときには、普通は証明書がありませんから物品税を徴して物品税込みの価格で消費者に渡さなければならぬわけですが、にせの証明書であるとか、あるいは拾つてきた証明書であるとか、あるいはまた借り受けた証明書などを提示して、卸屋さんから宝石を自分は消費者でないから税抜きで売つてくれという申し出があつて、その卸屋さんがそれを売つたという場合には、その所持者がほんとうの販売業者ではないわけでありまして、さりとて、それが販売したという事実について、そのお客さんが販売業者でなく消費者であつたということを知ることができなかつたことについてのもつとであるといふ場合があります。やむを得ないといふますが、そういう場合があるならば、その場合には、その販売業者、卸行ををしたつもりである、ほんとうは小売りだったわけですが、あとから見れば卸行為として税を取

らずに売つてしまつた業者、それに物品税を求めるとは無理であらう、そこでどうしたらいいかということになりますと、その一種の不正行使といひますか、そういうことをした消費者自身に負担をせよというふうにはないのではないかと、このことで、納税義務の転換といひますか、そういう概念でございますが、そういうことを通じて消費者に税をあとから追徴をして負担をしていただく、こういう方式でございます。

○増本委員 これは小売り業者に、売つた先まで行つて持つてこさせるのか、それとも税務署が小売り業者のところに行つて取るのか、どちらになるのですか。

○高木(文)政府委員 いま御説明しましたように、これは納税義務が転換されますので、税務署がその不正行使をした消費者のところへ直接接触をして課税をする、こういうことになります。

○増本委員 そこで、知ることができなかったことにつきその責めに帰することができないかどうかですね。この点の認定を、結局現場の税務職員と卸業者との間でやることになるわけですね。そうすると、これは救済規定としても実質的には決して販売業者の利益になるように運営されないうちに思ふのです。ですから、こういう規定があり、納税義務が転換されるようなことがあつても、それ以外の取引については物品税を納めなければならぬ関係は販売業者は立っているわけですから、そういう点から見ますと、この救済規定というのはいくらでもあまり実のないような運用になる危険が非常にあると思ひますが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 この制度が予定しておりますとおり取引が確実に行なわれて、そして販売業者証明書の確認が確実に行なわれますならば、ほんとうは六項のようなことは起こり得ないこととでございます。六項が必要であるといふのはどういふ場合かといふと、何らかの意味において販売業者証明書のいわば不正に使われたというふうな場合に限つてそういう必要が起つてくるというふう

うに考えられるわけでございます。

その場合に、その責めに帰することができず、業者との間で若干の紛争が起こることは避け得ないことであると思ひます。しかしその場合でも当然、税務署が業者との間に何か非常識に接があるというものであつてはだめでございますけれども、税務署はそれはそれなりに常識的に行動をいたしましたから、そのことのために卸売り行為をしたと思つたその販売業者に著しい迷惑がかかるというのではない。またかかつてはならないから、ある意味でその義務を解除する意味においてこういう規定があり、それは転換された消費者のほうにかかつていく、こういう仕組みになつておるわけでございますので、その点は運用上よほどうまくやらなければならぬという御指摘であればわかりますけれども、こういう仕組みをつくつておきませんことには、証明書制度の最後の締めくくりがでないわけでございますので、そういう趣旨で置かれたものであることを御理解いただきたいと思ひます。

○増本委員 この六項の条文の書き方でいきますと、販売業者のほうで自分はその責めに帰することのできない事情があつたということを税務署に証明しませんが納税義務を負う、こういうように解釈できるわけですね。むしろ逆に、この立証責任を税務署のほうに転換するような運用がきびしく行なわれるということが必要ではないか、こういう意味で私は申し上げておるのです。ですから、そこら辺解釈の上で、ひとつ具体的に実のある運用のしかたをやつていただきたいというように思ふのです。

ところで大臣、先ほど局長からお話がありましたが、貴石金属につきましては、たしか昭和二十八年の六月までは第二種の課税であつたわけですが、それが第一種に変わつてしまつたわけですね。その結果、現行の第五案、そして今度の第五案の二が制度としてできてきた。そのために、全国には四万五千軒からの貴石金属を扱う小

売り業者がいるわけですが、その人たちの記帳義務やその他もろもろの物品税にまつる問題が出てきて、負担が非常に重くなる。税の通脱を防止する上からまいりますと、貴石金属も、これは原料を加工して出されるものですから、むしろ第二種にもう一度戻して、そして押えれば、貴石金属の加工工場は、私の調べるところでは全国で五百軒ぐらいではないかと思ふのですが、そこで確実に押えることができるんじゃないかというふうになつて、もともと戻されるとかあるいは小売り業者の負担をなくすというところでこの問題は考えになるべきだと思ふのですが、いかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 これは実態が非常にややこしいことになつておりまして、私から御説明いたしますが、宝石は要するに原石を輸入してきて卸がそれを買い取りまして、そして加工をする。その加工は、これまた非常にたくさんの加工業者がおります。それで、第二種物品のような製造という概念ではめていきますと、これは加工のところにかかつていくわけですが、これがまた、いわば職人的仕事として非常に多数のところ、家内工業的にいろいろやつておりますので、その製造段階というのがなかなかむずかしい。

今度は卸ということになりますと、卸の概念というのが非常に明確でございせん。現在、物品税で卸段階課税というのはやつていない。それで、おわかりいただけると思いますが、卸とは何ぞやというのとはまた非常にむずかしいわけでございます。そこで、課税する可能性ということからいいますと、小売りの段階で課税をするか、あるいは加工の段階で課税をするということになつてくるわけですが、これが前のときにもいろいろ問題を起こしたわけですが、非常に多数であり、力が弱いということでもむずかしいわけでございます。

それで、そこらところは前回の改正以来今日まで関係者の間でも、どこか自分のところでないところで課税してもらえないかといういろいろな申し出があるわけでございますが、いろいろ研

究いたしましたけれども、それはいまのところでは小売り屋さんにお願ひをする以外にないという結論になつたわけでございます。この点につきましては、もし必要があればまた詳しく申し上げますが、過去において経過的研究をいろいろした上で、なおかつ今後とも小売り屋さんに御迷惑をかけるということをやつていかざるを得ないというところになつたのは、決して粗略にやつてゐるわけではなくて、相当研究の上でやつてきたことであつたので、必要があれば申し上げますが、時間がかかりましたから、そういう意味で御理解願うというところでお願いをいたしたいと思ひます。

○増本委員 それならば、小売り業者の負担を軽くするためにひとつ免税点を上げるとか、少なくとも零細な小売り業者の場合には、そう高い金額のものを扱つてゐるということでもないでしょうし、それはたとえば若い人たちがエンゲージリングをかうとかという程度の、そこいらのところの範疇の品物しか扱わない業者というものがむしろ圧倒的多数の小売り業者であらうと思ふのです。そういうところの負担を軽減すると同時に、最終需要者である消費者の中でも、ひとつ若い人たちへのプレゼントということも含めて、せめて通常の働く人たちがエンゲージリングをかうくらいに指輪などの貴石金属についてだけは税金がかからないうようにするということを手だてをおとりになつていただきたいと思ふのですが、ひとつその点、大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 免税点につきましては、今度のもので結婚指輪でありますプラチナで一匁程度のもの、それから真珠のネックレスで六ミリ、五十粒というくらいのもので、小売り価格で一万七千円くらいのを基準に置いておられます。それは先ほどの小売りのわずらわしさの問題につきましてはこれは私も非常に気にしております。まして、そこで最近三、四年くらいのことでは、国税庁の執行の段階でもあまりこまかいことをこまごまとこの関係の小売り屋さんに御迷惑を

かけないようにということでもかなり気がつかつて

おるところでございます。これまでもやつてまいりましたが、これからはそういう心がまえでいくように国税庁を通じて指導してまいりたい。この問題は、確かに小売り課税はこだけ残つておる、こことじやうたん等も残つておるわけですが、この貴石については、そういう執行に関連した非常に煩瑣な問題がございまして、これは繰り返して今後指導を続けてまいりたいと思ひます。

○増本委員 ひとつ大臣と局長、小売り業者は税率を若干下げるかどうかという問題よりも、免税点をできるだけ上げてもらったほうが負担がかからなくて済むという、こういう要求を持つてゐるというところは十分御理解いただいて、ひとつこれからのその点について処置をしていただきたいと思ひます。

私の大臣に対する最後のお尋ねになりますけれども、アメリカで最近ニクソン大統領が新通商法案を發表いたしましたけれども、その中でも出てまいりますが、要するに閣議障壁だけでなく非閣議障壁の撤廃の問題も、アメリカの対日要求として今後ますますきびしいものになつてくるだろうというように考えるわけですが、この問題に対して、特に新通商法案の出された背景等を含めて、この際、物品税とも関連を持ちますので、ひとつ政府の態度をお伺いしたいと思ふのです。

○愛知国務大臣 新通商法は昨日アメリカ政府から議院に提案されたようにございまして、その条文はまだ政府としても入手しておりませんので、ごく概要だけは承知いたしておりますが、一番根本的な問題は、関税とかあるいは輸入制限とか課税金制度とかあるいは非閣議障壁問題とか大統領に授權をしてくれということが一番の根本であると思ひます。そこで、これから相当の期間審議もかかりますし、それから授權されたあとで発動するのはどういふことになるか、こういう点ももうほんとうに注意深く見守つていかなければならぬと思ひますが、一番基本的には、アメリカがそもそも先頭になつて世界的通商経済交流というものの障壁をなくしようというケネディラウンド

その他に象徴されている考え方が、これによつてすっかり変わつてしまふ。保護主義でモンロー主義になるというようなことはおかしいではないか、この点が一番の問題だろふと思ひます。

それから、日米の關係におきましては、私は先般も当委員会でも申し上げたと思ひますけれども、一般の觀察としては、日本に対してなるほど日米間の國際收支の、ことに貿易上のアメリカとしての赤字がなかなか累積して解消しないもので、それから、アメリカ側としても非常に大きな問題であることはよく理解できますけれども、日本側でもこれに対応していろいろの措置は一生懸命やつてゐるわけでございますから、日本に対して特にディスクリミネートして、俗なことばでいへばさかなでをしるようなことは私はなかなか向うとしてでもできないことではないかと觀察はしておりますが、要するに日本としては、利益を守る上から申しましても、一口にいへばドル減らし、日米通商關係でいへば輸出超過が依然として大量になり過ぎるというようなことは是正することに努力を續けていくということが日本のためでもあるし、結果においてアメリカの日本に対する報復的措置と申しましようか、そういうことの手荒れが出ないことになる。そこをねらつていくべきである、こういうふうに考へておりますが、なおまたこの条文等を精細に検討し、またアメリカの内部におけるいろいろの論議等についても十分注意深く見守つてまいりたい、こう考へております。

○増本委員 あと、物品税の問題を私自身お尋ねしたのですけれども、小林議員のほうでそれに関連する問題がありますので、私の部分は小林議員に譲りまして、小林議員から質問させていただきますことにします。

○鴨田委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 私は、持ち時間きわめて短い時間ですので、端的に子ども劇場の問題に関連をして伺いたいと思ひますけれども、子供を俗悪な文化から守り、そしてバレエ、音楽、演劇などすく

れた文化を子供たちに観賞させ、それを通して子供の創造性を育てる、また文化の水準を高めるといふような非常に社会的な活動が続けてきてゐるのが子ども劇場でございますし、この点については、すでにいろいろとわが党からも質問をいたしてゐるところでありますけれども、いわゆる子ども劇場を課税対象と見てゐるこの基本的な考え方、いわゆる奢侈的趣味娯楽消費といふようにこれを見て、そこに担税力を求める、こういう見方を大臣はされて課税対象としてゐるのかどうか、この点をまず伺ひたいと思ひます。

○愛知國務大臣 入場税といふものは、そもそも税法的にいへば、サービスに対する課税でございますから、子供さんの子ども劇場であるからこれを除外して考へるといふことは、税のほうの考え方からいへばとつてないわけでございます。しかし、子供さんのための演劇鑑賞その他については、御質問のところとすれ違ひますけれども、ちよつと説明させていただきますと思ひますが、できるだけ入場税といふもののわずらわしさなしに楽しんでもらいたいと思つて、四十六年の改正のときには、学校の先生が引率して行かれるというようなときには、これは全部非課税にするというところは、四十六年以來やっておるわけでございます。それから今回の場合も、先生というものが学校の先生だけではなくて、保育所とか幼稚園の子供さんたちや児童も加えるということに今回はいましておりますから、だいたい範囲は広がっております。そこで、今度は子ども劇場のほうでございまして、学校教育法に基づくような場合は非課税であるけれども、社会教育という範疇から除かないのはおかしいではないかという御議論がそこで出てくるわけでございます。そこでやはり税のほうの考え方から申しますと、そもそも全部非課税といふことにいたしますと、非常に簡単に組織ができるわけでございます。本来なら子供さんの同好者でまゝとつてやってくるならばいいではないか、そこで観劇をやるならばいいではないかというののもございと思ひますけれども、

きわめて簡単にグループができて、そしてこれだからこれは非課税だといふふうになりますと、基準がないわけですね。その点で実は税法上としては扱いにくい、なじみにくい問題がある。そこで子ども劇場としてこれを入場税の対象外に全然置くというのでははないといふのが入場税のたてまえの問題であり、實際上の問題であります。

○小林(政)委員 会費なり料金といふものを取つて見ればそこに課税をする、これは法のたてまえで当然だ、こういう原則的な考え方に立つて、そして小、中、高のいわゆる学校教育法に基づく教師が引率をした場合なり、あるいは今回もう少しワクを広げて、保育所等の保母さん等が引率をした場合には、これは非課税にする、こういうことですけれども、私はむしろ子供たちに對して、よりよい文化を青少年に広く接する機会を与えていくといふことは、これはもう国の文化政策の上から当然のことじゃないかと思ひますし、いままでむしろ私は、このことは国の文化政策の貧困さといふものをいかに物語つてゐるかとこのこと、入場税といふのは一つの事例になつてゐるんじゃないか、このように考へております。むしろ国は正しい文化の創造については積極的に助成措置をとるべきであつて、課税の対象にすべきというようなことは、私はこれはもう全く筋の通らないことではないか、このように考へておりますが、ともかく、いまのこういう俗悪な文化がはんらんしている中で、何としてでも子供たちの健全な姿を創造していくために活動してゐるこの子ども劇場に對しては、いろいろ矛盾は若干いまだ法のたてまえではあるでしょうけれども、これは大臣、どうしてもひとつこでもって非課税にしていく、こういう基本姿勢を私ははっきりと打ち出していただきたいと思ひます。むしろ大臣自身ここに大きな矛盾を感じてゐるんじゃないかと思ひます。率直に私はお伺ひしたいと思ひます。

○愛知國務大臣 矛盾といふよりも、もつとやつてあげたいわけなんです。ところが、いま申しましたように、同好者のグループだけで組織したものを、それも全部非課税だといふことになりまして、これはもう何と申しましようか、基準なしに非常にたくさん集団いたしますか、あれができる。それから子供さんなるといふことになるので、今度は老人も御同様にやはり文化のかおりに老後を大いにささえていきたいといふことになつてゐる。それからさらにそれはどこまでも広がつてまいりますから、そこで矛盾といふよりも何とかして差し上げたといふことで、学校教育法に基づく学校だけではなくて、先ほど申しましたように、引率者が引率されて鑑賞されるというふうなものは非課税にするといふことで、そこは私どもの氣持を――入場税なんといふものは廃止してしまへといふことになればまた別でございますけれども、このたてまえの範囲の中でございすけれども、このたてまえの範囲の中でございすけれども、これは考へてまいつたつもりです、今度も若干の改正はしたわけでございます。お氣持ちはよくわかりますけれども、入場税といふものを續けていくといふことからは、どうもその辺のところにはぎりぎりの限界があるのじゃないかと思ひます。

○小林(政)委員 私はいま入場税一般の問題というよりも、特に社会教育の分野で活動してゐる子ども劇場の問題にしばつていま大臣に質問をしてゐるわけですが、金額にしても予算の額にしてもそういった額じゃない。しかも子供たちには豊かな文化に接する機会といふものを行政指導の面からもむしろ積極的に広げていく、こういうたてまえから考へても、何かこれを通せばあちらにもグループができる、こちらにもグループができる、子供たちはみんなただになつてしまつてゐるうちに聞かえてならないのですけれども、子供たちに豊かな文化に接する機会を与えることは、むしろ国が率先して行政指導の面からもそういう機会といふものを広げていくべきなんじゃないでしょうか。大臣、このことをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○愛知國務大臣 ですから、引率者があるという

言つてはたしていかなるものであらうか。これについて、主税当局の理屈は、理解はできませんけれども、とにかくありましよう。けれども常識的に考えてお子さんのお小づかいからもなおかつ入場税ということで税金を取るといふのは、普通のいまの社会情勢から考えていかなるものであらうか。おかしいのではないか。ここまで過酷にいかなくてもいいのではないか。尽くるところは免税点が百円というところにあると思いますが、これを率直に大臣というふうにお考えになるか、答弁をお伺いしたいと思います。

○愛知国務大臣　いま子ども劇場の問題で答弁申し上げたと同じことになると思いますけれども、入場税というのは映画なり演劇を鑑賞する、そしてそれを提供するサービスに対する課税である。

これはいわゆる私の言う個別消費税の体系の中に属するものである。したがって、子供さんに担税力があるか、常識に反するではないかとおとしやられれば、その御議論はごもつともです。そこ

で、入場税というものを私どもとしてはぜひ維持したい、その範囲の中でできるだけそういう御趣旨に沿うていきたい、こういうのが私の考え方で、

これは、やれ負担力はとか、親が負担するものであるとかなんとかと理屈をこねますと、なかなか常識では理解できないと思いますが、そういう

ふうな気持ちで今後とも対処していきたいと思ひます。

○佐藤（銀）委員 私たちはいまや入場税は廃止したほうがいいのじゃないか、廃止すべきであると

いう考え方に立っているものですが、論議はあまり茶の木畑に入りたくないのですが、いまの大臣の御答弁をそのまま延長すれば、現実的には免税点百円になっているものをせめて五百円に持つ

ていけば、お子さんのお小づかいにまで、映画館なり劇場に入ると税金がかかる、入場税を取られるという、常識で考えてもおかしな現状というのをは丁度できるところではないか。大巨の御幸舟をその

まま延長すれば、具体的な方策としては、せめて

免税点を五百円にすればいいのではないかと思ひますけれども、いかがでございますか。

○愛知國務大臣 これはいへん冷たいようなお答えになるので恐縮なんですけれども、五百円に免税点を上げるといふことにいたしますと、たとえば映画館などは全部入場税というものがなくなるわけでありまして、ですから、ギャンブルと言つては悪いのですけれども、非常な高価な入場料を取るところは別でございますが、平均して映画に行つても入場税がなくなるといふことになりまして、結局基本のところへさかのぼつて入場税はもうやめるといふ御議論ということに私も思ひます。佐藤さんのほうはもう私も入場税なんというのはいけしからぬものだからやめるべきであるというお気持ちがあるから、ああそれでいいじゃないかということになるので、そこそこはかみ合わないところでございまして、やはりわれわれとしては、税率を半分にすることとで対処をしたいというのが政府の考え方でございます。

○佐藤（親）委員 大臣はお忙しいから、あまり映画に行かれたことはないと思ひますけれども、いまの映画というのは、先ほど増本委員でしたかへの御答弁でもそういう御答弁があつたのですけれども、いまの映画はおとなの場合には七、八百円といふのは普通なんです。子供の場合に三百円、四百円といふのがあるわけなんです。ですから大臣、大臣がお子さんのころの値段といふの映画の入場料金といふのは全然違つたわけですね。そういうところから申しますと、免税点を五百円にしたら入場税が全部からなくなるといふ、いまそのくらいの入場料金だといふ認識では、これは大いに議論がすれ違ふのは当然なわけですね。私たちは大臣が言われましたように、いまやこの入場税は廃止すべきであるという考え方に立つていますから、この議論をしておつてもたいへん時間がかかつてしまいますので、この辺でやめまされども、現実に課税がこのようなされておるといふ現状をもう少し判断して考える必要があるのではないかと思ひます。

うのでございます。

その次に、物品税でありますけれども、どうも大臣のお話を聞いておりますと、私は昭和四十五年くらい速記録をずっと読んでみましても、物品税に対する考え方というのが大いに変わつてつたわけでありまして、たとえば、これは四十五年の四月三日の議事録でありますけれども、当時の細見主税局長は、物品税というのが豪華品課税である、あるいは便益品課税である、あるいは一般の消費よりも高価なもの、こういったものに於けるものであるといふことを、堀委員とのやりとりでもやつていたわけなんです。このことについては、私はこういう範囲での物品税というならわかるわけでありまして、ところが、どうも大臣の話を聞いておりますと、物品税自体がだんだんに一般消費にもかけるような方向に向かいつつあるように、御答弁の端々から聞かれるわけでありまして、その辺のところ、物品税という中身、定義、これが、いま私は四十五年の例をあげたのでありますけれども、昭和十二年から始まつた物品税といふものの考え方がこの二、三年変わったのか、定義が変わつてきたのかどうなのか、この点はいかがでございましょう。

○愛知國務大臣 定義は変わっておりませんけれども、客観的な情勢といふんです、これが変わつてきて、結果において若干ニュアンスが変わつてきて、こういうふうに私自身は受け取つております。

○佐藤（親）委員 その客観的な情勢といふのはどういふことですか。

○愛知國務大臣 たてまえは変わっておりませんといふことは、やはり奢侈品とか便益品とかに課税すべきであるたてまえは変わっておりません。しかしある時期、これはもう一年一年変わると言つてもいいと思ひますけれども、たとえば五年前に細見君が奢侈品あるいは便益品と思つていたものが、今日ではもつと一般生活に溶け込んでいふというふうな関係があることは否定できない。

ない。そういう意味で、ニュアンスが変わつてきているといふことはあえて私も否定できない事実であらう、こう申し上げておきますが、やはりたてまえはたてまえでございまして、そのたてまえにできるだけ沿ひ得るように考へて、免税点や、税率の引き下げ、免税点は引き上げを今回数年ぶりでございしますが実施したいと考へております。

○佐藤（親）委員 その御発言ですと、あくまで物品税といふものの定義と申しますか、奢侈品、奢侈品、便益品、これにかかるといふ内容自体は変わつていないといふことだと思ひます。ところが、大臣御存じだと思ひますけれども、たとえば扇風機、普通のもので、扇風機については現行税率一五%、これが今度は一〇%に変わるようでありまして、物品税がかかつていふので、すね……。

○高木（文）政府委員 扇風機は税率は変えておりません。

○佐藤（親）委員 逆だつた、扇風機についてはいま助言がありましたように、税率も変わつていないわけですね。これは特殊なものは非課税になつておりますけれども、普通の扇風機が一五%の税率で、しかも扇風機の場合には免税点すらないんですね。普通家庭で使うどんなものを買つても、どんな安いものを買つても扇風機に物品税がかかる。これは大臣は物品税といふものの定義は変わつてないと言われるけれども、はたして現状の世の中で扇風機といふものは便益品である、あるいは奢侈品である、これで話が合うかどうかと思ひます。いま扇風機を一つ例にあげたわけでありまして、いま扇風機を一つ例にあげたわけでありまして、これは大臣おかしんじやないですか。もう扇風機といふのは日用品になつていふし、あるいは広沢委員も御指摘になりましたけれども、もうこの普及率といふのは、経済企画庁の統計を見たら九二%まで来ているわけですね。普通の家庭で扇風機があるわけですね。これまで物品税がかかれていたといふのはいかがなものか、これはいかがですか。

○愛知國務大臣 そこがたゞいま私が率直に申し上げましたとおりで、たてまえは変わっておりませんけれども、しかし世の中の進歩において、もう扇風機といふものはたして便益品と言えるかどうかといふところにニュアンスの相違があつて、そしてある意味からいへば物品税の対象が広がつていふといふことを私は否定できない、これが事実であらう、これは率直に申し上げておるわけでございます。ただ、今度たとえば湯わかし器といふのは、これはやはり若干考慮したほうがいいといふことで税率を下げおる、これがわれわれの考え方でありまして。

○佐藤（親）委員 ですから、たとえば扇風機に限つていへば、確かに時代は変わりました。昭和十二年物品税法ができたとき以来、世の中はどんどん進歩して行つていふので、当時、たとえば昭和十二年に物品税がかけたものは貴石、貴金屬製品、写真機、蓄音機、楽器、こういったものは、まだこういつたものは便益品、奢侈品、奢侈品と言つたと思ひます。ところがいまの時代になつてみて、現実に扇風機には一五%の、しかも免税点なしに物品税がかかれていふといふことになると、やはり物品税といふものの性格が、いま大臣はニュアンスが変わつてきたんだと言われたけれども、それがたつて扇風機が便益品、奢侈品だ、特殊なものであるといふふうに考へる人はないと思ひます。ですから、そういう意味で課税される物品税の定義自体が——いま蔵相が言われたニュアンスが変わつたといふ内容は、かなり日用品まで課税をされるという内容になりつた、こういうふうに理解せざるを得ないわけでありまして、そういうことであります。

○愛知國務大臣 そういう実情であるといふことを私は否定できないと申し上げた。ですから、五年前に考へられた対象よりはいまのほうが広くなつてきている、便益品といふことよりも範囲が広がつてきている、これは常識的にそういうことが

言えると思ひます。

○佐藤(親)委員 どうもそこがわからないんですけれども、たとえば一例にとつてゐるわけでありまして、たとえば、扇風機が五年前のときにはまだたとはば便益品であつた、あまりみないなところから扇風機は便益品であつた、ところが普及率が高くなつて、いまや便益品ではなくなつてゐるんだ、したがつてこれは免税点を大幅に高くするなり、あるいは課税品目からははずす、これがやはり現状に合つた物品税というものであるべきではないかと思ふんですね。だんだん世の中が変つたから、その課税される範囲が広がつてくるんだというのでは、奢侈品、便益品にかけるという、物品税法の本来の性格からいって変質をしつゝあるのではないか。また、扇風機まで免税点なしに物品税がかけられてゐるというこの現状というのは国民は納得しない、こう思ふのでありましてけれども、その辺がどうも大臣の答弁はよくわからぬのですが、いかがですか。

○愛知國務大臣 よくわからなくてたいへん恐縮なんですけれども、それではこういうふうにし上げてたいかと思ひます。先ほどニュアンスといふことばを使ひましたけれども、それから対象が広がつてきてゐる、便益品といふことからいへば広がつてきてゐる、これは實質的に變貌ではないかと思ひます。これは實質的に變貌とまでは言えないと思ひますけれども、そういう傾向にあることを私は否定できないといふことを事実の上において申し上げておるのであります。

○佐藤(親)委員 たとえば、そのほか普通の卓上用の電気スタンド、これの免税点が二千四百円、電気スタンドまでにかく物品税がかかつてゐる。あるいは一般の写真フィルム、家庭で普通使うもの、これまで免税点なしでかかつてゐるわけですね。あるいは冷蔵庫、電気洗たく機、電気掃除機、白黒のテレビ、カラーテレビ、ラジオ、こういういったものまで物品税がかけられてゐるとい

うことになりまして、これは本来の物品税というのからだいぶ性格が変わつて、時代の趨勢に合わない、普通のうちものの中で、物品税がかかつてゐるというところになるわけですね。私は、これは物品税といふものは大きく幅を広げて、だんだんこれが一般大衆の品物までかけられていく。ひいては、一般消費税と申しますか、個別消費税でなくして、だんだん一般的なものになつていくのではないかと。

大体矛盾してゐるのですよ。ではなぜ個別の商品を政令にするか、私はきのうさんざんやり合つたのでありますけれども、時代の進歩に伴つて新しい製品ができてくるし、それを課税したり非課税にしたりしなければいけないので、別表は政令、つまり政府に委任をしてゐるということになつたわけですね。だから、時代の趨勢に物品税法といふものは合つていかなければいけないのに、大臣の御答弁ですと、新しくできたものでもだんだん課税の対象になつていくのだといふことになると、私は、物品税法の本来の性格からいへばそれが広がつて、一般的な日用品まで課税される、そういう一般消費税の体系に入りつつあるといふふうに見えるわけでありましてけれども、それはそのように考へてよろしうございませうか。

○愛知國務大臣 現実の問題としては、なるべくその範囲を拡大しないようにやはりたてまをを守つていくべきであると思ひます。ただ、何べんも申しますように、情勢が変わり、そして国民の生活の内容が變つてきておられますから、その關係からいって、時代の流れに沿つて見れば、前には便益品であつたものがいまは便益品といつてはおかしいといふところまで、事実問題として範圍が広がつてきてゐるというところは否定いたしておられません。しかし、これが物品税といふことではあるならば、これがだんだん広がるというところは私は考へるべきではないと思ひます。

しかし、同時に、これから先は言はずもがななことを申し上げて、かへつて論議がまた起ることになるかと思ひますけれども、将来の税制とい

うことを考へました場合に、間接税といふものをどういふふうな位置づけるかといふことになれば、いろいろの選択、オルタネーティブがあると思ふのです。そういう場合には、一般消費税といふようなものが適當な選択だといふことも考へる対象としてあり得るであらう。それらとの關係からいへば、現実の時点においては、物品税といふものの対象は、いまの感覺からいへば多少本来の筋を逸脱するようになつておつても、やはり多年慣熟してきた物品税といふもののこの程度の調整といふことが現実の選択としては一番適切ではないか、これが私の結論でございます。

○佐藤(親)委員 どうも衣の下からよろいが見えるやうで、ちらちらするわけでありましてけれども、片方では時代が変わりつつあれば、かつて便益品であつたものもいまはそうでなくなる。それは本来物品税の性格からいへば課税をはずすべきであるのに、それをそのまま残しておいて、そうしてだんだんそれが広がつていく、片方では、大臣は時代の趨勢もあるといふことを言われてゐるわけですね。特に、たとえば物品税別表第一七、今度はこれの三項目、固型ラムネ、粉末ジュースその他溶解して嗜好飲料に供する固型、粉末及び液状のもの、これは課税からはずされました。ところがたとへばコーヒ、ココア、ウーロン茶及びパオチン茶並びにマテ及びチコリ、あるいは炭酸飲料、コーヒシロップ及び紅茶シロップ並びにこれらに類するもの、果実水及び果実みつ並びにこれらに類するもの、こういったものは相変わらず税金がかけられてゐるわけですね。どうも私は、物品税といふものの性格は變つてないけれども、ニュアンスが變つたといふ、きわめてあいまいだと思ひます。

最後に私は、確認しておきたいのでありますけれども、どうもちらちら見えるのは、この物品税をだんだん普通のものまで広げていって、そうしてこれは一般付加価値税へのワンスステップにや

昭和四十五年から今日までの答弁を見てても、なりつつあるのではないかと。これは政府のほうでおきめになつた経済社会基本計画にある一般消費税ないし付加価値税について今後ともさらに掘り下げた検討を行なうといふふうになつてゐるわけでありましてけれども、どう見てもこれはやはり付加価値税へのステップにこの税制改正といふのがなつてゐるのではないかと。私が現実にあつた品物にまで物品税といふものがかかつてゐるというの

○愛知國務大臣 経済社会基本計画のことについては私も言及して御説明してゐるわけで、財政需要が相當大幅に広がつてくる、それに対してどういふふうに対応していくかといふことは、これから将来の大きな問題であると思ひます。そこで先ほど申し上げましたが、公債財源といふものは、私は今年度の場合におきましては大きな意義があると思ひますが、将来においてはこれに大きな依存度を期待することは私は適當でないと思ひます。やはり經常の歳入は經常の歳入で原則的にまかなうべきものである。そこで直接税、間接税を大きく分けてみますと、やはり間接税といふものも相當考へなければならぬのじゃないだらうか。もちろん直接税においては法人重課、勤労課税軽減といふことが大鉄則でございましてけれども、同時に税制という面からいへば、間接税といふものがやはり主柱であると思ひます。これをどういふ形にしたいかといふ場合に、一般論として、それは一般の消費税と付加価値税といふようなものが検討の課題としてそこにも出てきてゐるわけですね。

しかしこれに対しては、私は先ほど強調しておきますように、過去の経験からいって非常に大きな反対がある。このことも肝に銘じておかなければならない。したがつて、現在付加価値税といふものを私は非常にいい案であるといふやうな

ことは言っておりません。現在そういう気持ちは持っておりません。現在の選択としては、たゞいま御審議をいただいております物品税あるいは入場税というのに非常に固執しているのもむしろそういう気持からなんです。将来はよく検討をしいかなければなるまいという程度のことを申し上げておきます。

○佐藤(観)委員 最後に、間接税の問題点は数々あるわけですね。たとえば先ほど入場税の例にあげましたけれども、とにかく消費税だということ、あるいはサービスの提供に対する税だということ、お子さんの小づかいからとにかく課税されるというのは、これは間接税の悪いところなわけですね。どんな金持ちの人がたばこを吸おうと貧乏の人が吸おうと同じ税率を課せられている、税金が取られるというのは大衆に課税されるということ、これは決して好ましいことではないし、あつてはならないことだと思ふのです。そういう意味で間接税の問題点というのは非常に大きな問題点を含んでいるわけです。それが物品税のなしくずしとして間接税がどんどん導入されてくる、しかも今後の財源として大きなウェイトを占めてくるということについては、もっと深めた議論をこの大蔵委員会でもする必要があると思ふのです。それだけを申し述べて、質問を終わります。

○鴨田委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 両案に対し、自由民主党を代表して、木村武千代君外四名よりそれぞれ修正案が、また、入場税法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、阿部助哉君外四名より修正案がそれぞれ提出されております。

入場税法の一部を改正する法律案に対する修

正案(木村武千代君外四名提出)
入場税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日(翌日)」に改める。

物品税法の一部を改正する法律案に対する修

正案
物品税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日(翌日)」に改める。

附則第三項中「昭和四十八年五月三十一日」を「昭和四十八年六月三十日」に改める。

入場税法の一部を改正する法律案に対する修

正案(阿部助哉君外四名提出)
入場税法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

入場税法を廃止する法律

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日(翌日)から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた旧入場税法第一号に掲げる場所への入場に係る入場税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に旧入場税法第一号に掲げる場所へ入場するために使用される入場券を同日前に前売りしている場合において、同法第三條に規定する経営者等が当該前売りに係る入場料金に對して同法の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額を払いもどし

たときは、当該払いもどしが同法第十三條第一項の規定に該当する場合を除き、当該払いもどしを同項の払いもどしとし、当該払いもどしに係る金額を同項の規定による控除を受けるべき金額として、同法の規定の例によるものとする。

4 施行日前に、旧入場税法第八條第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者が、同日以後に同条第八項の規定に該当することとなつた場合における同日前に領収した入場料金に係る入場税については、なお従前の例による。

5 旧入場税法第一號第二號及び第三號に掲げる場所への入場については、同法は、當分の間、なおその効力を有する。

6 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九號)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「、トランプ類税紙第二十條の規定によるトランプ類税紙若しくは入場税法第十九條の規定による用紙」を「若しくはトランプ類税紙第二十條の規定によるトランプ類税紙」に改め、「、入場税法第二十條第五項の規定による検印の印影」を削る。

7 相続税法(昭和二十五年法律第七十三號)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「、入場税」を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

8 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正

9 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二號)の一部を次のように改正する。

第百九條前段中「、入場税」を削る。

(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

る法律(昭和二十七年法律第一百一十一號)の一部を次のように改正する。

第一條中「、石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六號)及び入場税法(昭和二十九年法律第九十六號)」を「及び石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六號)」に改める。

第十二條を削る。

9 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二號)の一部を次のように改正する。

第百九條前段中「、入場税」を削る。

(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

10 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九號)の一部を次のように改正する。

第一條中「入場税法(昭和二十九年法律第九十六號)」を削る。

第三條第一項中「、石油ガス税法又は入場税法」を「又は石油ガス税法」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

11 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七號)の一部を次のように改正する。

第二條第三號中「トランプ類税及び入場税」を「及びトランプ類税」に改める。

(国税通則法の一部改正)

12 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六號)の一部を次のように改正する。

第二條第三號中「トランプ類税及び入場税」を「及びトランプ類税」に改める。

第十五條第二項第六號中「とし、入場税については入場料金の領収の時」を削る。

第八十条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

(相続税法等の一部改正に伴う経過措置)

14 この附則の規定により従前の例によることとされる入場税については、改正前の相続税法第十四条第二項、改正前の会社更生法第九十九条前段、改正前の国税徴収法第二条第三号並びに改正前の国税通則法第二条第三号及び第十五条第二項第六号の規定は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

15 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例又は旧入場税法の規定の例によることとされる入場税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(競馬場等への入場に係る入場税に関する措置)

16 附則第五項の規定により旧入場税法第一条第二号及び第三号に掲げる場所への入場について同法がその効力を有する間は、当該場所への入場に係る入場税については、改正前の相続税法第十四条第二項、改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第一条及び第十二条、改正前の会社更生法第九十九条前段、改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第一条及び第三号第一項、改正前の国税徴収法第二条第三号、改正前の国税通則法第二条第三号及び第十五条第二項第六号並びに改正前の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項第六号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「入場税法」とあるのは、「入場税法を廃止する法律(昭和四十八年法律第 号)」

附則第五項の規定によりなおその効力を有する旧入場税法」とする。

17 附則第五項の規定により旧入場税法第一条第二号及び第三号に掲げる場所への入場について同法がその効力を有する間は、印紙等模造取締法第一条第一項中「若しくはトランプ類紙」とあるのは、「トランプ類紙若しくは入場税法を廃止する法律附則第五項の規定によりなおその効力を有する旧入場税法第十九条の規定による用紙」と、同法第三十五条の規定による証印の印影」とあるのは「同法第三十五条の規定による証印の印影、入場税法を廃止する法律附則第五項の規定によりなおその効力を有する旧入場税法第二十条第五項の規定による検印の印影」とする。

本修正の結果必要とする経費
本修正による減収見込額は、初年度約七十億円である。

○鴨田委員長 この際、各修正案について、順次その趣旨の説明を求めます。木村武千代君。

○木村(武千代)委員 私は、ただいま議題となりました自由民主党の提案にかかる二つの修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨と内容を簡単に御説明申し上げます。

案文の朗読は、便宜省略させていただきます。御承知のとおり、政府原案におきましては、両法律とも本年四月一日から施行することを予定していたのでありますが、あらためて御説明申し上げるまでもなく、現在すでにその期日を経過するに至っております。

両修正案は、いずれもこのような事情に伴う期日の修正に関するものでありまして、改正法律の施行日を、それぞれ「公布の日翌日」に改めるとともに、物品税法改正案中、販売業者証明書の制度について、準備期間を考慮して、本年六月から実施することといたしております。

以上が、両修正案の趣旨と内容であります。何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○鴨田委員長 次に、阿部助哉君。

○阿部(助哉)委員 ただいま議題となりました日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる修正案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

修正案の案文は、お手元にお配りいたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

御承知のとおり、入場税は、映画、演劇などをはじめ、競馬、競輪等のギャンブルに至るまで、各種の幅の広い課税対象を持っておりますが、事実上その負担は、今日、われわれが、ますます大衆のものにしていかねばならない映画や演劇、あるいは音楽、スポーツといった分野にかけられており、課税人員、税額ともに全体の八〇%から九〇%を占めるといふ高い実績を示しているものであります。

申すまでもなく、このような芸術文化などの分野は、人間性の回復という、今日の大きな政治課題にとつて欠くことではない重要な使命を持つものであり、文化的先進国を自負し、福祉国家への転換を内外に宣言するわが国において、このような大衆負担をもたらしている課税がいまなお存在していることは、われわれの全く理解に苦しむところであります。

しかも、その税収は、今回の改正なくしても、せいぜい百四十億円程度、改正後においてはわずかに八十六億円、国税収入全体に占める割合では実に〇・一%にすぎないものでありまして、二兆円をこえる自然増収をあげ、十四兆円という膨大な規模の予算を計上している中で、この程度の入場税に固執する財政的な理由もまた見出しがたいところであります。

入場税の存続を前提として、税率を若干手直しする程度の政府案には、その基本的な考え方において、全く同調できないものであります。

われわれは、このような観点から、一般大衆の税負担をなお一そう軽減するため、この際、入場税は撤廃することが妥当であるとの結論に達し、ここに入場税法を廃止する旨の修正案を提出した次第であります。

なお、われわれは、競馬、競輪等のギャンブルにつきましては、全面的な廃止を主張するものであり、ことに最近における異常ともいふべきブームを招いている状況等にも顧み、われわれは現行の入場税とは全く発想の異なる新たな措置を講じ、これによる収入は身体障害者施設の充実あるいは教育文化の振興等の財源に充てるべく、目下その具体策を検討している向きもあり、それまでの経過的な措置として、なお当分の間、課税を継続することといたしております。

以上が修正案の概要であります。

何とぞ、御賛成を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

○鴨田委員長 これにて各修正案の趣旨説明は終わりました。

入場税法の一部を改正する法律案に対する阿部助哉君外四名提出の修正案は、歳入減少を伴うこととなります。

つきましては、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において意見があれば、この際、発言を許します。愛知大蔵大臣。

○愛知(大蔵)大臣 ただいまの修正案につきましては、これが他の個別物品やサービスに対する課税との負担の均衡を著しく失することとなるのみでなく、昭和四十八年度予算にも影響を及ぼすこととなりますので、政府としては反対でございます。

○鴨田委員長 これより両原案及び各修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。佐藤（親）君。

○佐藤（親）委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となっております入場税法の一部を改正する法律案及び同案に対する自由民主党提案の修正案に反対、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党の四党共同提案の修正案に賛成、物品税法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案に反対の意向を表明いたします。

まず、入場税につきましては、われわれは従来から、このような大衆課税は基本的に撤廃すべきものであるという考え方を明らかにしてまいりました。

すでに御承知のように、今回の政府案は、千円または二千円以下の映画、演劇等の入場料金に対する税率を五％に引き下げようとするものでありますが、免税点のほうには全然手をつけず、依然として百円のまま据え置こうとしております。われわれが入場税を大衆課税とする理由の一つは、この入場料金の現状からかけ離れた時代錯誤的な低い免税点にあるのでありまして、これでは諸物価上昇の著しい今日、何のための免税点か、全くその存在の意義をなしていないのであります。免税点が少額不追求の趣旨から出ているという政府の説明は、全くの官僚的な発想にすぎません。小づかいをさいて入場する子供料金にまで課税するという入場税の大衆課税的性格は、今回の改正によっていささかも改善されたといえないのであります。大いに努力してこままでの減税に踏み切ったという説明にしては、あまりにもお粗末というべきであります。

われわれが入場税を撤廃すべしとする理由については、先ほどの修正案の説明に述べられておりますので、多くは申し上げませんが、口を開けば福祉社会の建設、人間性の回復、芸術文化の振興を唱える政府が、財政的にも八十六億にかならない入場税に今日まだこだわっているのは、全く筋の通らない話で、矛盾をはなだしいといわざるを得ません。われわれは、このような入場税の

存続を前提として提案された政府案及び自民党の修正案に反対し、入場税の撤廃を進める四党共同提案の修正案に賛成するものであります。

次に、物品税につきましても、私どもも、ここ数年來、その全般にわたる基本的な見直しを強く要求し、政府もようやく今回重い腰をあげたというところでありますが、具体的な改正の内容は、高級消費財偏重の減税案であって、大衆消費物品の負担軽減を主張したわれわれとしては、きわめて不満足な意向を表明せざるを得ないのであります。

税率の改正について言うならば、一方においては、ダイヤモンドや貴金属製品あるいはゴルフ用具、大型乗用車等の豪華的物品については、製造段階税率に換算して一〇％もの引き下げを行ないながら、ストープ、電気掃除機、電気洗濯機などの大衆消費物品についてはその半分の五％、扇風機、卓上用の電気スタンドなど数多い必需品的なものに至っては全然手がつけられていないのであります。これまでの政府の答弁などから判断するならば、このような改正は、最近における消費の一般化や高級化等の傾向に即応するという考え方にあらむと思われませんが、今日といえども、ダイヤモンドや高級乗用車の奢侈性が薄れたと誰が認めるでありましょう。特に、高級乗用車については、対外的な理由があるにせよ、別途、租税特別措置法により、さらに減税措置が講ぜられるに至っては、まさに何をかいわんやであります。高級消費財の軽減をはかり、きりだんすを非課税とする不公平をそのまま放置するような余裕があるならば生活必需品化した数多くの物品に対する課税をまず廃止すべきであります。

また、政府は、一方において付加価値税等の一般消費税の導入は慎重に取り扱ふと再三言明しておきながら、今回のこのような税率の平準化によつて、事実上その布石を置くがごとき措置をとることは、われわれの絶対に見のがすことのできないところでありまして、さらにまた、この際政府に対し、特に検討を要

求したいことは、政令のあり方の問題であります。

現在、物品税の政令においては、物品税の課税対象について、その定義をはじめ、ほとんどの物品について免税点の金額や規格による非課税等の規定を置いており、法律上の課税物品が国会の意思によつて決定されて、その事実上の課税の決定は、政府の自由裁量にまかされるという構成になっているのであります。

たとえこの免税点や規格非課税の措置が一般消費者にとつて、あるいは中小企業対策等のため、かりに許されるとしても、現在のような構成のあり方が妥当であるかどうか、きわめて疑問のあるところでありまして、

あらためて申し上げるまでもなく、租税法主義を規定する憲法の八十四条は、税法上の基本的事項である納税義務者、課税物件、課税標準、税率等をはじめ、不服の申し立てや訴訟、罰則に至るまで、税法上の権利義務の一切について、必ず法律をもつて規定すべきことを厳格に要求しているのでありまして、かりに政令に委任する場合においても、それはきわめて必要最小限のものにのみ限って許されるのであります。この点は単に学説のみならず、いくつかの判例においても明らかにしているところであります。

いやしくも、このような租税法主義のたてまえをとるわが国の税制の中において、行政府の独断で事実上の課税が決定できるという現在の法律、政令の構成は絶対に認められません。

今回の改正においても、相当の品目数にわたる免税点の引き上げや、新規課税、課税の廃止等大幅な、ある意味では法律以上に内容のある改正が、政府限りで行なわれようとしております。この機会に政府に対し厳重な警告を発するとともに、法律上の政令委任、特に別表の構成のあり方を含めて、基本的な政令のあり方について、早急に再検討を行なうよう強く要請しておきます。

なお、最後に、入場税、物品税の本質から見ると、今回の減税の効果は小なりといえども、すべ

で最終消費者である国民に還元されべきでありまして、政府においても、行政指導等の面で十分な配慮を払い、いやしくも中間の業者によつてこれが吸収されてしまうようなことのないよう、特に要望して私の討論を終わります。（拍手）

○嶋田委員長 荒木宏君。

○荒木（宏）委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、入場税法の一部改正案について、政府提出の改正案並びに自由民主党提出の修正案に反対し、わが党を含む野党四党の共同提案にかかる修正案の成立を期す立場から討論をいたします。

今次改正案の主要点は、政府の趣旨説明によりますと、税率を一部引き下げ、非課税範囲につき若干調整しようとするものでありますが、文化、芸術の豊かな社会を建設することは国民の願いであり、その自主的、民主的な発展はわが党の重要な政策であります。そのためには、音楽、演劇などの催しについては、財源対策としてみるよりも助成発展の対象とするべきものであります。

現在、国民各層の文化要求はたいへん高まっております。たとえば勤労者音楽協議会や子ども劇場をはじめ、民族的、民主的文化運動が自主的に進められ、わが国社会の文化の発展に貢献をしております。この意味において、抑制的な効果を持つこの種入場税は廃止すべきであります。

財源としては必ずしも比率が大きくないにもかかわらず、政府が依然として現行入場税を存続しようとしているのは、間接税全体として、あるいはまた直間比率などの財源調達もしくは国庫主義の立場からこの問題が考えられていることは明らかであり、国民の強い文化要求に反するものであります。

この立場から、わが党は他党と共同して撤廃の修正案を共同提案したものでありまして、国民は本修正案の成立を心から期待していることと信じます。

今次改正案についてみますと、百円という常識はずれの免税点はそのまま据え置きになっており、その減税効果は微々たるものであり、非課税

範圍についても国の催しはその扱いになりましたものの、国民の自主的な催しはもとより、地方自治体の催しすら除外されており、むしろ国民の強い撤廃要求を、ある意味ではすりかえるものである、こうさえ言えるものでありまして、賛成することはできないのであります。

私は、入場税が戦費調達目的のために設けられた沿革と、今日ますます大衆課税であることをあわせて指摘しまして、政府改正案並びに自由民主党の修正案に反対し、四党共同提案の修正案が可決せられるべきであることの意見を表明いたします。

次に、物品税の一部改正案について、政府提出の改正案並びに自由民主党提出の修正案に反対の討論をいたします。

今日物価を安定させることは国民の強い願いであり、物価に深いかかわりを持つ物品税もまた物価政策の面から検討されなければなりません。この点につきまして、わが党は生活必需品にかかる間接税などは平均して二〇％引き下げ、物価を安定させるべきことを主張しております。これはまた国民の強い要求でもあります。

今次改正案を見ますと、第一に奢侈品、高級品に対する高い税率を引き下げようとしているにもかかわらず、生活必需品に対する税率は引き下げなく、維持されているものがあります。一例をあげれば、宝石、大型モーターボートなどは引き下げ、卓上電気スタンドなどは据え置くという事例を見ても明らかであります。

第二に、生活必需品について新規課税をしております。たとえば天井直づけまたは壁つけ照明器具などを同種物品との対比から新しく課税物品に入れているものが、これは全く物価安定に逆行するものであり、もし政府の主張されるごとく斉合性を唱えるならば、生活関連照明器具について課税を廃止する方向でこそ斉合すべきであります。

第三に、現行法では税率構造が六段階になっておりますが、改正案では四〇％を廃止して五段階に縮小し、一〇％と二〇％にその大部分が集中する

ようになっていきます。昨年の六月一日付の大蔵省の物品税改正方針を見ますと、物品税の課税対象の拡大や、一般消費税導入など、大衆課税強化の考え方が見られ、今次税率構造の改正が右方針の具体化に結びつく危険性を指摘しないわけにはいきません。

第四に、貴石等の販売について販売業者証明書制度を法制化しています。これは小規模業者にも記帳義務をきびしく追及する結果が生ずるであろうことが予想されます。しかもその手続が政令にゆだねられていることは憲法に定める租税法律主義に反するものであり、この点は物品税法全体としての特徴でもあります。

以上のとおり、政府提出の改正案並びに自由民主党提出の修正案は国民の利益に反するものであり、反対であります。(拍手)

○鴨田委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました物品税法の一部改正法案、入場税法の一部改正法案及び自由民主党提出の両法案に対する修正案について反対、入場税法について日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党、四党の共同提案である修正案について賛成の討論を行ないます。

まず、物品税法の一部改正法案につきましては、負担の不均衡を助長している現行物品税法を是正することには反対するものではありませんが、しかしながら、その方向は奢侈品、高級消費財を課税対象とし、生活必需品には課税すべきではないという原則が貫徹されていなければならぬはずであります。今回の改正のように、消費構造が変ったからといって生活必需品も奢侈品も同じ範疇で扱い、多少の手直し程度の改正では納得できないのであります。生活必需品に対する課税の撤廃こそが先決であって、その上に立っての物品税の繰直し直しが必要であると思うのであります。

さらに今回新規課税されることになっておりますが、それが価格に転嫁され現在のインフレムードを助長することにもなりかねないと思うのであります。同時に、物品税の引き下げによってどれだけの消費者価格に反映されるかも疑問であります。また今回の改正によって、税率が平準化の方向にありますが、これによって間接税の幅が拡大されるおそれがあるため強く、ひいてはきわめて逆進的な大衆重課となる付加価値税の導入の意図さえ見られるのであります。

以上を理由で、物品税法の一部改正案については反対をいたします。

次に、入場税法の一部改正法案につきましては、入場税は戦費調達ということを目的に創設され、昭和十三年支那事変特別税法として、さらに十五年単独法として施行されたのであります。それは、戦時においては戦費調達という目的と同時に、娯楽的消費の抑制という作用をし、戦争の激化に伴い税率の引き上げが行なわれてきたのであります。このような創設目的を考慮するならば、戦後二十数年を経過した今日、当然撤廃すべきであります。

さらに税務当局は一般の消費課税の一環として担税力に応じた税負担を求めるのは当然だとしておりますが、国民の文化的水準を引き上げ、芸術文化の進展による人間性豊かな文化国家、福祉国家を築く見地から、性格の異なるギャンブル的なものを除き、この入場税の撤廃は当然であると思うのであります。

しかもこの税率は、四十八年度でわずかの八十六億円にしかならず、政府にやる気さえあるならば二兆五千億円をこえる自然増収が見込まれる今日、容易に実現ができるのであります。

以上の理由で、入場税法の一部改正法案に反対するとともに、これらの矛盾を是正しようとする四党提案の修正案に賛成の意を表明しまして、私の討論を終わります。(拍手)

○鴨田委員長 これにて討論は終局いたしました。これより順次採決に入ります。まず、入場税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、阿部助哉君外四名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、木村武千代君外四名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、修正部分を除く原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

続いて、物品税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、木村武千代君外四名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、修正部分を除く原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

○鴨田委員長 ただいま議決いたしました入場税法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、越智通雄君外四名より、附帯決議を付すべしとの動議

が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。越智通雄君。

○越智委員 たいま議題となりました自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案にかゝる附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨と内容を簡単に御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略させていただきます。

このたび政府から提出された改正案は、入場税負担の軽減をはかるため、千円または二千円以下の映画、演劇等の入場料金にかかる税率を、五%に引き下げようとするものでありますが、文化国家を指向し、国民文化の向上等をはかるためには、文化性の高い催しものについての負担の軽減に、今後より一そう努力を払うべきであると考えられるのであります。

本附帯決議案は、このような観点から、国民文化の向上のため、望ましいと認められる種類の催しものについては、従来困難とされてきた減免基準をさらに検討し、客観的に妥当な基準を求めつつ、その入場税負担の減免に一そう努力するよう、政府に対し、特に要望するものであります。以上がこの附帯決議案の趣旨とその内容であります。

何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

入場税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、国民文化の向上のため望ましいと認められる種類の催物については、客観的に妥当な基準を求めつつ、その入場税負担を減免するよう一層努力すべきである。

○鴨田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。

入場税法の一部を改正する法律案に対し、動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。愛知大蔵大臣。

○愛知国務大臣 たいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます。

○鴨田委員長 おはかりいたします。

たいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 次回は、来たる十七日火曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時八分散会

大蔵委員會議録第二十三号中正誤

ページ 段行 誤 正

三 四
三 二
三 一
一 二
二 三
三 四
四 五
五 六
六 七
七 八
八 九
九 一〇
一〇 一一
一一 一二
一二 一三
一三 一四
一四 一五
一五 一六
一六 一七
一七 一八
一八 一九
一九 二〇
二〇 二一
二一 二二
二二 二三
二三 二四
二四 二五
二五 二六
二六 二七
二七 二八
二八 二九
二九 三〇
三〇 三一
三一 三二
三二 三三
三三 三四
三四 三五
三五 三六
三六 三七
三七 三八
三八 三九
三九 四〇
四〇 四一
四一 四二
四二 四三
四三 四四
四四 四五
四五 四六
四六 四七
四七 四八
四八 四九
四九 五〇
五〇 五一
五一 五二
五二 五三
五三 五四
五四 五五
五五 五六
五六 五七
五七 五八
五八 五九
五九 六〇
六〇 六一
六一 六二
六二 六三
六三 六四
六四 六五
六五 六六
六六 六七
六七 六八
六八 六九
六九 七〇
七〇 七一
七一 七二
七二 七三
七三 七四
七四 七五
七五 七六
七六 七七
七七 七八
七八 七九
七九 八〇
八〇 八一
八一 八二
八二 八三
八三 八四
八四 八五
八五 八六
八六 八七
八七 八八
八八 八九
八九 九〇
九〇 九一
九一 九二
九二 九三
九三 九四
九四 九五
九五 九六
九六 九七
九七 九八
九八 九九
九九 一〇〇
一〇〇 一〇一
一〇一 一〇二
一〇二 一〇三
一〇三 一〇四
一〇四 一〇五
一〇五 一〇六
一〇六 一〇七
一〇七 一〇八
一〇八 一〇九
一〇九 一一〇
一一〇 一一一
一一一 一一二
一一二 一一三
一一三 一一四
一一四 一一五
一一五 一一六
一一六 一一七
一一七 一一八
一一八 一二〇
一二〇 一二一
一二一 一二二
一二二 一二三
一二三 一二四
一二四 一二五
一二五 一二六
一二六 一二七
一二七 一二八
一二八 一二九
一二九 一三〇
一三〇 一三一
一三一 一三二
一三二 一三三
一三三 一三四
一三四 一三五
一三五 一三六
一三六 一三七
一三七 一三八
一三八 一三九
一三九 一四〇
一四〇 一四一
一四一 一四二
一四二 一四三
一四三 一四四
一四四 一四五
一四五 一四六
一四六 一四七
一四七 一四八
一四八 一四九
一四九 一五〇
一五〇 一五一
一五一 一五二
一五二 一五三
一五三 一五四
一五四 一五五
一五五 一五六
一五六 一五七
一五七 一五八
一五八 一五九
一五九 一六〇
一六〇 一六一
一六一 一六二
一六二 一六三
一六三 一六四
一六四 一六五
一六五 一六六
一六六 一六七
一六七 一六八
一六八 一六九
一六九 一七〇
一七〇 一七一
一七一 一七二
一七二 一七三
一七三 一七四
一七四 一七五
一七五 一七六
一七六 一七七
一七七 一七八
一七八 一七九
一七九 一八〇
一八〇 一八一
一八一 一八二
一八二 一八三
一八三 一八四
一八四 一八五
一八五 一八六
一八六 一八七
一八七 一八八
一八八 一八九
一八九 一九〇
一九〇 一九一
一九一 一九二
一九二 一九三
一九三 一九四
一九四 一九五
一九五 一九六
一九六 一九七
一九七 一九八
一九八 一九九
一九九 二〇〇
二〇〇 二〇一
二〇一 二〇二
二〇二 二〇三
二〇三 二〇四
二〇四 二〇五
二〇五 二〇六
二〇六 二〇七
二〇七 二〇八
二〇八 二〇九
二〇九 二一〇
二一〇 二一一
二一一 二一二
二一二 二一三
二一三 二一四
二一四 二一五
二一五 二一六
二一六 二一七
二一七 二一八
二一八 二一九
二一九 二二〇
二二〇 二二一
二二一 二二二
二二二 二二三
二二三 二二四
二二四 二二五
二二五 二二六
二二六 二二七
二二七 二二八
二二八 二二九
二二九 二三〇
二三〇 二三一
二三一 二三二
二三二 二三三
二三三 二三四
二三四 二三五
二三五 二三六
二三六 二三七
二三七 二三八
二三八 二三九
二三九 二四〇
二四〇 二四一
二四一 二四二
二四二 二四三
二四三 二四四
二四四 二四五
二四五 二四六
二四六 二四七
二四七 二四八
二四八 二四九
二四九 二五〇
二五〇 二五一
二五一 二五二
二五二 二五三
二五三 二五四
二五四 二五五
二五五 二五六
二五六 二五七
二五七 二五八
二五八 二五九
二五九 二六〇
二六〇 二六一
二六一 二六二
二六二 二六三
二六三 二六四
二六四 二六五
二六五 二六六
二六六 二六七
二六七 二六八
二六八 二六九
二六九 二七〇
二七〇 二七一
二七一 二七二
二七二 二七三
二七三 二七四
二七四 二七五
二七五 二七六
二七六 二七七
二七七 二七八
二七八 二七九
二七九 二八〇
二八〇 二八一
二八一 二八二
二八二 二八三
二八三 二八四
二八四 二八五
二八五 二八六
二八六 二八七
二八七 二八八
二八八 二八九
二八九 二九〇
二九〇 二九一
二九一 二九二
二九二 二九三
二九三 二九四
二九四 二九五
二九五 二九六
二九六 二九七
二九七 二九八
二九八 二九九
二九九 三〇〇
三〇〇 三〇一
三〇一 三〇二
三〇二 三〇三
三〇三 三〇四
三〇四 三〇五
三〇五 三〇六
三〇六 三〇七
三〇七 三〇八
三〇八 三〇九
三〇九 三一〇
三一〇 三一〇

昭和四十八年四月二十四日印刷

昭和四十八年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K